

厚生年金保険・国民年金事業の概況

(令和 7 年 8 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和7年8月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,295万人であり、前年同月に比べて、7万人（0.1%）増加している。

表 1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,914,109	43,485,902	25,547,916	17,937,986	333,751
船員以外	2,910,242	43,434,026	25,496,040	17,937,986	333,616
一般男子	・	25,495,653	25,495,653	・	378,964
女子	・	17,937,986	・	17,937,986	269,159
坑内員	・	387	387	・	405,328
（再掲）短時間労働者	151,798	1,178,884	272,845	906,039	157,326
船員	3,867	51,876	51,876	・	446,980
国民年金	・	19,462,803	7,140,085	12,322,718	・
第1号	・	13,036,447	6,922,811	6,113,636	・
任意加入	・	201,129	83,049	118,080	・
第3号	・	6,225,227	134,225	6,091,002	・
合計	・	62,948,705	32,688,001	30,260,704	・

注：厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和7年8月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,391万人であり、前年同月に比べて、36万人（0.8%）減少している。

表 2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総 数	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
		老 齢 年 金 ・ 25年以上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25年未満		遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
厚生年金保険（第1号） 計	36,184,598	15,752,906	14,020,354	554,286	5,847,701	9,351
旧共済組合を除く	35,971,824	15,630,865	13,975,796	552,548	5,803,502	9,113
旧 法	372,794	96,441	66,010	20,695	180,734	8,914
新 法	35,589,548	15,532,638	13,909,553	531,180	5,616,177	・
（再掲）基礎あり	28,479,359	14,923,137	13,141,198	350,546	64,478	・
基礎または定額あり	28,089,906	14,940,939	13,148,967	・	・	・
基礎繰上げあり	2,132,986	738,981	1,394,005	・	・	・
基礎繰上げなし	25,956,920	14,201,958	11,754,962	・	・	・
基礎及び定額なし	1,352,285	591,699	760,586	・	・	・
船員保険（旧法）	9,482	1,786	233	673	6,591	199
旧共済組合 計	212,774	122,041	44,558	1,738	44,199	238
旧 法	41,759	27,753	841	606	12,321	238
新 法	171,015	94,288	43,717	1,132	31,878	・
（再掲）基礎あり	136,846	93,671	42,206	968	1	・
国民年金 計	36,345,788	33,073,666	952,982	2,237,828	81,312	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,346,413	4,296,162	223,518	1,797,712	29,021	・
旧法抛出处	272,938	151,116	92,371	23,352	6,099	・
新法基礎年金	36,072,850	32,922,550	860,611	2,214,476	75,213	・
（再掲）基礎のみ	7,294,184	5,306,207	133,587	1,825,317	29,073	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,073,475	4,145,046	131,147	1,774,360	22,922	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	43,914,181	33,809,764	1,789,932	2,440,600	5,864,534	9,351

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

○ 令和7年8月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、53.2兆円であり、前年同月に比べて、1.0兆円（1.9%）増加している。

表3 制度別受給者年金総額

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	26,796,255	17,815,895	2,656,860	383,909	5,936,789	2,802
旧共済組合を除く	26,570,570	17,651,904	2,647,481	382,350	5,886,090	2,745
旧 法	401,287	150,274	27,045	25,456	195,828	2,685
新 法	26,150,504	17,496,245	2,620,351	355,424	5,678,484	・
（別掲）基礎年金	20,692,415	11,258,839	9,051,464	317,513	64,600	・
船員保険（旧法）	18,779	5,385	86	1,471	11,778	60
旧共済組合 計	225,685	163,991	9,379	1,558	50,700	57
旧 法	72,396	56,180	394	854	14,912	57
新 法	153,289	107,811	8,985	705	35,788	・
（別掲）基礎年金	107,695	73,933	32,910	851	・	・
国民年金 計	26,446,381	24,073,114	244,326	2,040,835	88,106	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,600,482	2,873,675	54,443	1,643,900	28,464	・
旧法拠出制	122,063	75,725	21,915	21,736	2,687	・
新法基礎年金	26,324,317	23,997,390	222,410	2,019,099	85,419	・
（再掲）基礎のみ	5,437,341	3,702,843	33,239	1,668,318	32,942	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,478,419	2,797,950	32,528	1,622,164	25,777	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	53,242,636	41,889,009	2,901,185	2,424,743	6,024,896	2,802

注1．厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2．年金総額には一部停止額を含む。

3．「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4．「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

5．「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

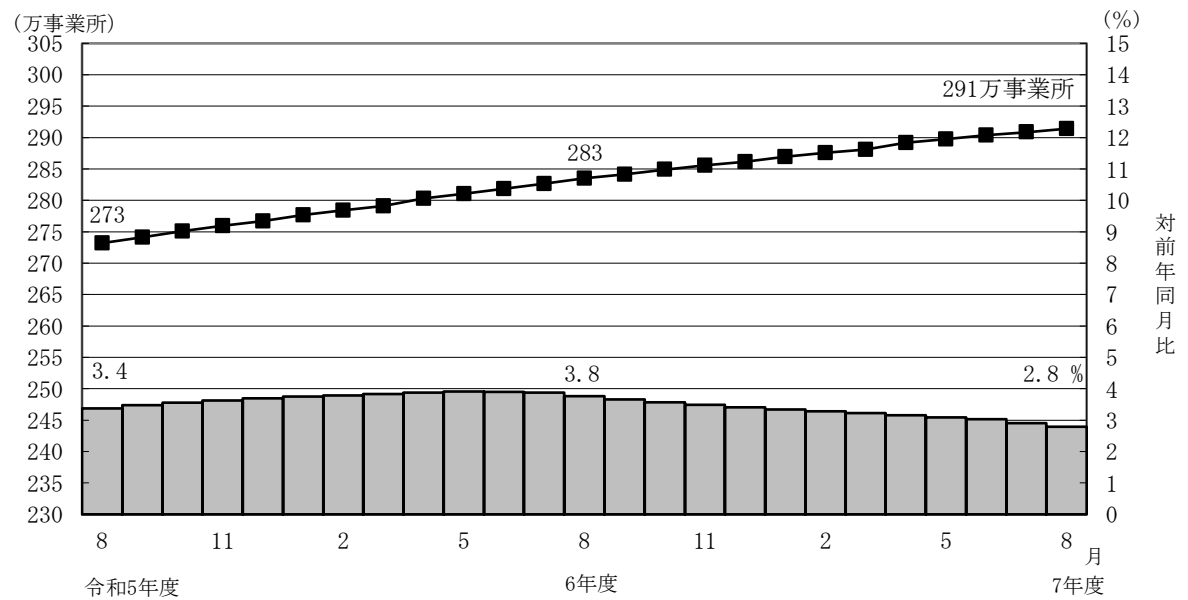
6．寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2．厚生年金保険

（1）適用状況

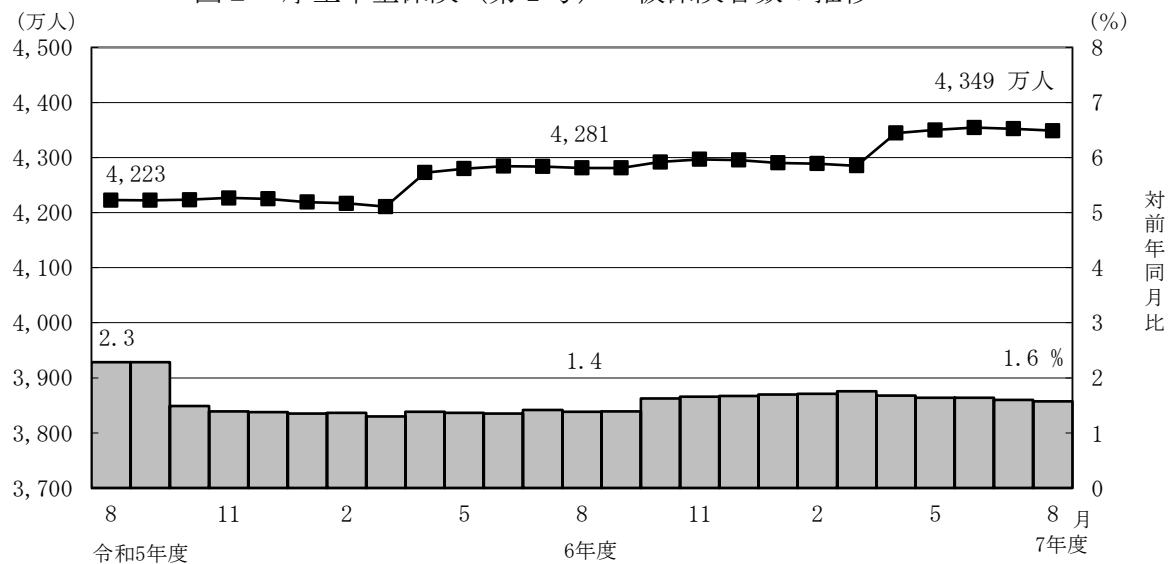
○ 令和7年8月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は291万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（2.8%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号） 適用事業所数の推移



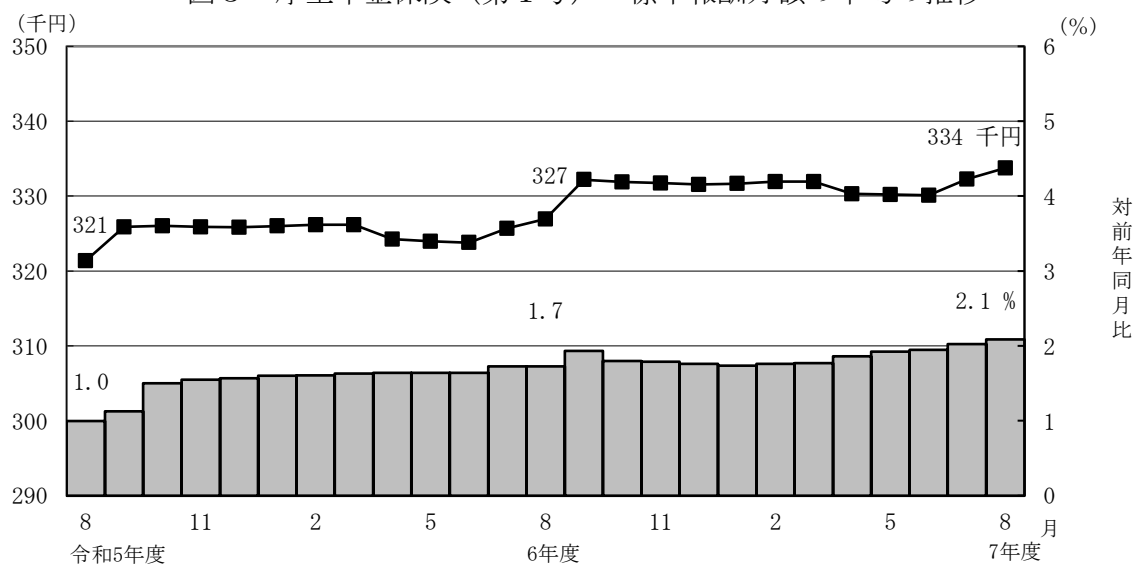
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,349万人となっており、前年同月に比べて67万人（1.6%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,550万人（対前年同月比14万人、0.5%増）、女子が1,794万人（対前年同月比54万人、3.1%増）、坑内員が4百人（対前年同月比14人、3.5%減）、船員が5万人（対前年同月比4百人、0.8%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、33万3,751円となっており前年同月に比べて2.1%増加している。内訳をみると、一般男子は37万8,964円（対前年同月比2.1%増）、女子は26万9,159円（対前年同月比2.7%増）、坑内員は40万5,328円（対前年同月比2.7%増）、船員が44万6,980円（対前年同月比2.0%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

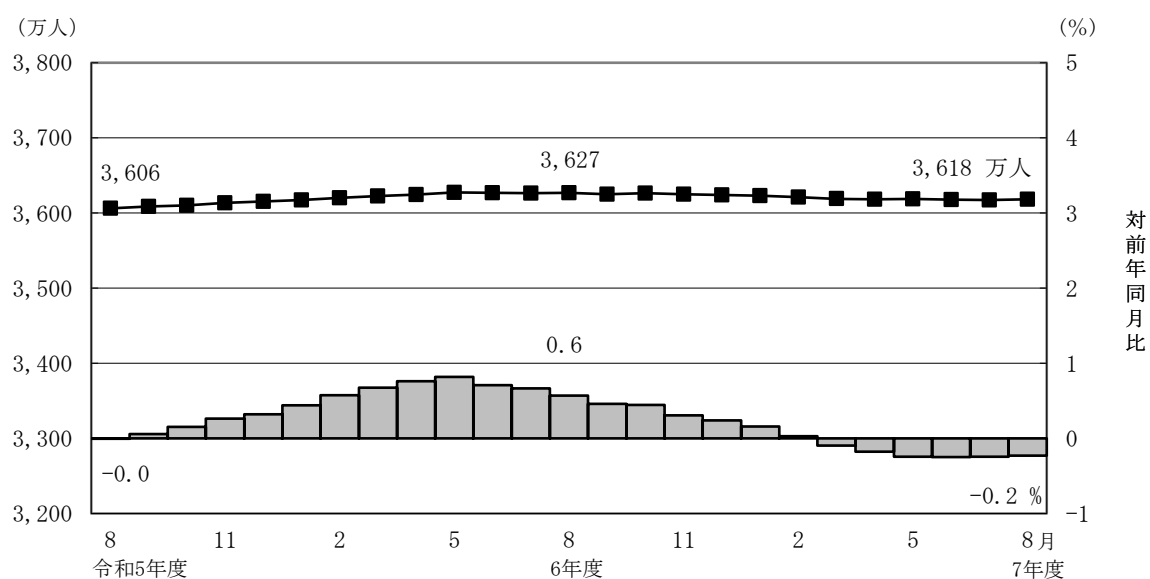


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は28万事業所、賞与支給被保険者数は357万人、標準賞与額の前平均は28万6,141円となっている。

(2) 給付状況

- 令和7年8月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,618万人（旧法厚年分37万人、新法厚年分3,559万人、旧法船保分9千人、旧共済分21万人）で、前年同月に比べて8万人（0.2%）減少している。
- 老齢給付の受給者数は2,977万人（旧法厚年分16万人、新法厚年分2,944万人、旧法船保分2千人、旧共済分17万人）で、前年同月に比べて14万人（0.5%）減少している。
- 障害給付の受給者数は55万人（旧法厚年分2万人、新法厚年分53万人、旧法船保分7百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（4.4%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は586万人（旧法厚年分19万人、新法厚年分562万人、旧法船保分7千人、旧共済分4万人）で、前年同月に比べて4万人（0.6%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和7年8月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額
は、15万4,197円となっている。

○ 令和7年8月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は2万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は6万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

		失 業 給 付								
		件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
		計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 7 年	3 月	17,897	10,094	7,803	11,007,960	9,451,161	1,556,799	51,256	78,026	16,626
	4 月	17,075	9,695	7,380	10,768,596	9,252,055	1,516,541	52,555	79,526	17,124
	5 月	17,918	10,437	7,481	11,323,835	9,779,539	1,544,296	52,665	78,084	17,202
	6 月	20,624	11,864	8,760	12,568,104	10,773,739	1,794,365	50,783	75,675	17,070
	7 月	20,694	11,742	8,952	12,279,869	10,475,850	1,804,020	49,450	74,347	16,793
	8 月	20,391	11,490	8,901	11,856,328	10,059,795	1,796,533	48,454	72,961	16,820

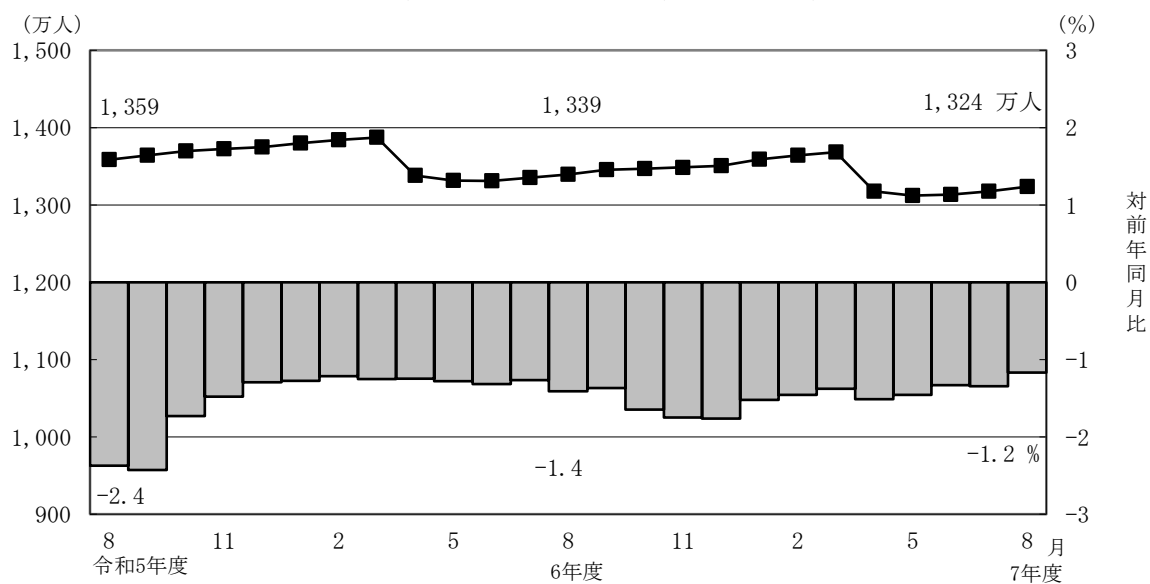
	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付									
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）			
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	
令和 7 年	3 月	68,908	65,744	3,164	9,097,282	8,780,642	316,640	11,002	11,130	8,340
	4 月	67,973	64,953	3,020	8,982,247	8,680,892	301,355	11,012	11,137	8,316
	5 月	64,665	61,870	2,795	8,532,286	8,255,842	276,444	10,995	11,120	8,242
	6 月	64,740	62,079	2,661	8,605,386	8,342,666	262,719	11,077	11,199	8,227
	7 月	62,782	60,203	2,579	8,393,598	8,134,874	258,724	11,141	11,260	8,360
	8 月	58,127	55,566	2,561	7,729,122	7,468,092	261,030	11,081	11,200	8,494

3. 国民年金

(1) 適用状況

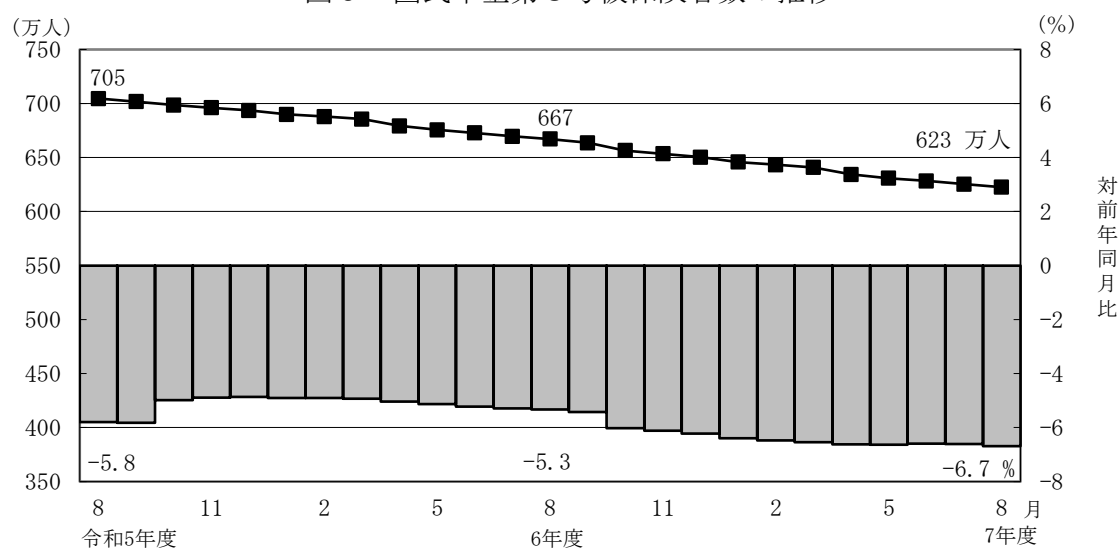
- 令和7年8月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,324万人となっており、前年同月に比べて16万人（1.2%）減少している。内訳をみると、男子は701万人（対前年同月比6万人、0.9%減）、女子は623万人（対前年同月比10万人、1.5%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は623万人となっており、前年同月に比べて45万人（6.7%）減少している。内訳をみると、男子は13万人（対前年同月比3千人、2.2%増）、女子は609万人（対前年同月比45万人、6.9%減）となっている。

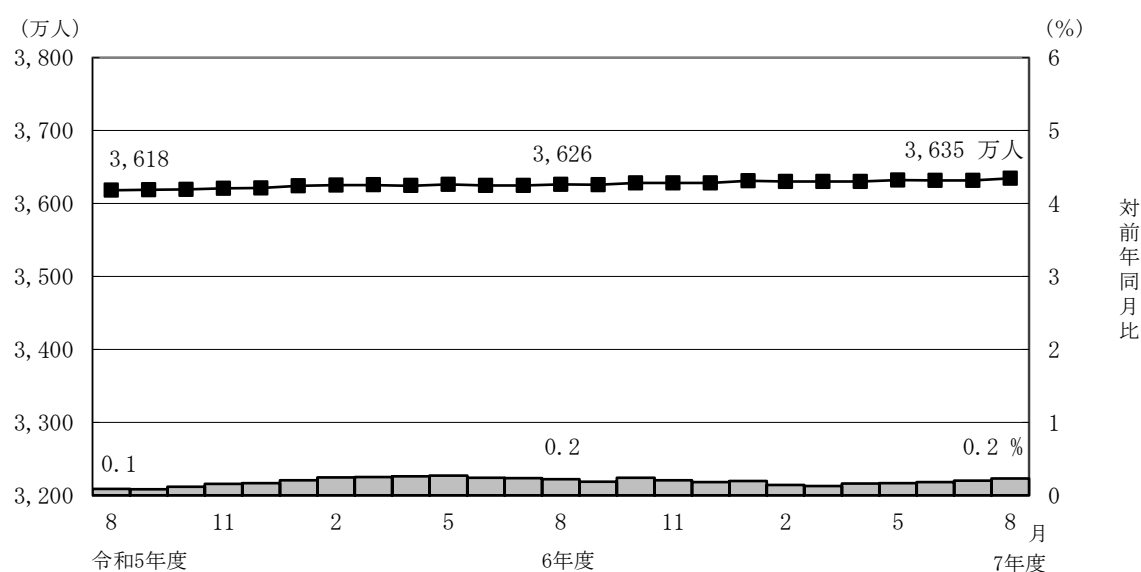
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



（２）給付状況

- 令和7年8月末の国民年金受給者数は3,635万人（旧法拠出制27万人、基礎年金3,607万人）で、前年同月に比べて8万人（0.2%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,403万人（旧法拠出制24万人、基礎年金3,378万人）で、前年同月に比べて4万人（0.1%）増加している。
- 障害給付の受給者数は224万人（旧法拠出制2万人、基礎年金221万人）で、前年同月に比べて4万人（1.9%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は8万人（旧法拠出制6千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて7百人（0.8%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和7年8月末で6万655円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万7,107円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、8月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は10.1%である。なお、令和6年度新規裁定者の繰上げ受給率は7.2%となっている。

第 1 表 制度別適用状況

令和 7 年 8 月末現在

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険 (第 1 号)	2,914,109	43,485,902	25,547,916	17,937,986	333,751
船員以外	2,910,242	43,434,026	25,496,040	17,937,986	333,616
一般男子	・	25,495,653	25,495,653	・	378,964
女子	・	17,937,986	・	17,937,986	269,159
坑内員	・	387	387	・	405,328
(再掲) 短時間労働者	151,798	1,178,884	272,845	906,039	157,326
船員	3,867	51,876	51,876	・	446,980
国民年金	・	19,462,803	7,140,085	12,322,718	・
第 1 号	・	13,036,447	6,922,811	6,113,636	・
任意加入	・	201,129	83,049	118,080	・
第 3 号	・	6,225,227	134,225	6,091,002	・
合計	・	62,948,705	32,688,001	30,260,704	・

注 1. 厚生年金保険 (第 1 号) の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

2. 短時間労働者のうち、強制加入の事業所数は138,501、被保険者数は1,165,624人、任意加入の事業所数は13,297、被保険者数は13,260人である。

賞与支払状況

令和 7 年 8 月末現在

	事業所数	被保険者数(人)			標準賞与額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険 (第 1 号)	278,710	3,569,793	2,242,351	1,327,442	286,141
船員以外	278,228	3,565,608	2,238,166	1,327,442	285,981
一般男子	・	2,238,054	2,238,054	・	323,956
女子	・	1,327,442	・	1,327,442	221,950
坑内員	・	112	112	・	340,527
(再掲) 短時間労働者	7,018	69,193	13,972	55,221	73,170
船員	482	4,185	4,185	・	422,389

注. 厚生年金保険 (第 1 号) の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

第2表 制度別年金受給者数

ア. 令和 7 年 8 月末現在

(単位：人)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	36,184,598	15,752,906	14,020,354	554,286	5,847,701	9,351
旧共済組合を除く	35,971,824	15,630,865	13,975,796	552,548	5,803,502	9,113
旧 法	372,794	96,441	66,010	20,695	180,734	8,914
新 法	35,589,548	15,532,638	13,909,553	531,180	5,616,177	・
（再掲）基礎あり	28,479,359	14,923,137	13,141,198	350,546	64,478	・
基礎または定額あり	28,089,906	14,940,939	13,148,967	・	・	・
基礎繰上げあり	2,132,986	738,981	1,394,005	・	・	・
基礎繰上げなし	25,956,920	14,201,958	11,754,962	・	・	・
基礎及び定額なし	1,352,285	591,699	760,586	・	・	・
船員保険（旧法）	9,482	1,786	233	673	6,591	199
旧共済組合 計	212,774	122,041	44,558	1,738	44,199	238
旧 法	41,759	27,753	841	606	12,321	238
新 法	171,015	94,288	43,717	1,132	31,878	・
（再掲）基礎あり	136,846	93,671	42,206	968	1	・
国民年金 計	36,345,788	33,073,666	952,982	2,237,828	81,312	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,346,413	4,296,162	223,518	1,797,712	29,021	・
旧法抛出处	272,938	151,116	92,371	23,352	6,099	・
新法基礎年金	36,072,850	32,922,550	860,611	2,214,476	75,213	・
（再掲）基礎のみ	7,294,184	5,306,207	133,587	1,825,317	29,073	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,073,475	4,145,046	131,147	1,774,360	22,922	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	43,914,181	33,809,764	1,789,932	2,440,600	5,864,534	9,351

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

イ. 令和 7 年 8 月新規裁定

(単位：人)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	120,561	29,739	49,396	5,261	36,165	-
旧共済組合を除く	120,520	29,739	49,357	5,261	36,163	-
旧 法	13	-	13	-	-	-
新 法	120,507	29,739	49,344	5,261	36,163	・
（再掲）基礎あり	31,444	13,267	14,656	2,531	990	・
基礎または定額あり	28,099	13,433	14,666	・	・	・
基礎繰上げあり	14,966	8,711	6,255	・	・	・
基礎繰上げなし	13,133	4,722	8,411	・	・	・
基礎及び定額なし	50,984	16,306	34,678	・	・	・
船員保険（旧法）	-	-	-	-	-	-
旧共済組合 計	41	-	39	-	2	-
旧 法	2	-	-	-	2	-
新 法	39	-	39	-	-	・
（再掲）基礎あり	15	-	15	-	-	・
国民年金 計	51,257	34,404	4,942	10,819	1,092	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	14,210	4,880	1,047	7,954	329	・
旧法抛出处	41	-	9	1	31	・
新法基礎年金	51,216	34,404	4,933	10,818	1,061	・
（再掲）基礎のみ	20,027	10,287	1,081	8,284	375	・
（再掲）基礎のみ共済なし	14,169	4,880	1,038	7,953	298	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	140,359	50,876	39,667	13,549	36,267	-

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

第3表 制度別受給者年金総額

令和 7 年 8 月末現在 (単位：百万円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・ 25年以上	通算老齢年金 ・ 25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	26,796,255	17,815,895	2,656,860	383,909	5,936,789	2,802
旧共済組合を除く	26,570,570	17,651,904	2,647,481	382,350	5,886,090	2,745
旧 法	401,287	150,274	27,045	25,456	195,828	2,685
新 法	26,150,504	17,496,245	2,620,351	355,424	5,678,484	・
（別掲）基礎年金	20,692,415	11,258,839	9,051,464	317,513	64,600	・
船員保険（旧法）	18,779	5,385	86	1,471	11,778	60
旧共済組合 計	225,685	163,991	9,379	1,558	50,700	57
旧 法	72,396	56,180	394	854	14,912	57
新 法	153,289	107,811	8,985	705	35,788	・
（別掲）基礎年金	107,695	73,933	32,910	851	*	・
国民年金 計	26,446,381	24,073,114	244,326	2,040,835	88,106	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,600,482	2,873,675	54,443	1,643,900	28,464	・
旧法抛出处	122,063	75,725	21,915	21,736	2,687	・
新法基礎年金	26,324,317	23,997,390	222,410	2,019,099	85,419	・
（再掲）基礎のみ	5,437,341	3,702,843	33,239	1,668,318	32,942	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,478,419	2,797,950	32,528	1,622,164	25,777	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	53,242,636	41,889,009	2,901,185	2,424,743	6,024,896	2,802

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

第 4 表 制度別受給者平均年金月額

ア. 令和 7 年 8 月末現在

(単位：円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・ 25年以上	通算老齢年金 ・ 25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第 1 号） 計	109,615	154,197	69,787	105,582	85,524	24,971
旧共済組合を除く	109,491	154,133	69,757	105,551	85,447	25,100
旧 法	89,703	129,849	34,142	102,503	90,293	25,099
新 法	109,683	154,272	69,927	105,573	85,216	・
基礎または定額あり	117,844	157,255	73,061	・	・	・
基礎繰上げあり	82,233	126,164	58,944	・	・	・
基礎繰上げなし	120,770	158,873	74,735	・	・	・
基礎及び定額なし	43,403	78,964	15,738	・	・	・
船員保険（旧法）	165,038	251,248	30,607	182,095	148,912	25,138
旧共済組合 計	130,569	162,462	79,089	115,526	95,592	20,039
旧 法	144,472	168,690	38,997	117,412	100,856	20,039
新 法	127,174	160,629	79,860	114,517	93,558	・
国民年金 計	60,636	60,655	21,365	75,998	90,296	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	60,408	55,741	20,298	76,203	81,733	・
旧法拋出制	37,268	41,759	19,771	77,566	36,714	・
新法基礎年金	60,813	60,742	21,536	75,981	94,641	・
（再掲）基礎のみ	62,120	58,153	20,735	76,166	94,422	・
（再掲）基礎のみ共済なし	61,448	56,251	20,669	76,185	93,711	・
福祉年金	－	－	・	・	・	・
合 計	101,035	103,247	135,070	82,792	85,612	24,971

注. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

イ. 令和 7 年 8 月新規裁定

(単位：円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・ 25年以上	通算老齢年金 ・ 25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第 1 号） 計	64,661	95,638	28,624	96,234	83,815	－
旧共済組合を除く	64,672	95,638	28,623	96,234	83,814	－
旧 法	9,629	－	9,629	－	－	－
新 法	64,677	95,638	28,628	96,234	83,814	・
基礎または定額あり	96,859	135,621	61,355	・	・	・
基礎繰上げあり	95,223	118,649	62,600	・	・	・
基礎繰上げなし	98,722	166,931	60,429	・	・	・
基礎及び定額なし	30,111	62,700	14,788	・	・	・
船員保険（旧法）	－	－	－	－	－	－
旧共済組合 計	32,739	－	29,493	－	*	－
旧 法	*	－	－	－	*	－
新 法	29,493	－	29,493	－	－	・
国民年金 計	58,237	57,107	21,817	75,048	92,108	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	65,624	59,013	22,280	74,437	88,556	・
旧法拋出制	30,645	－	12,914	*	34,553	・
新法基礎年金	58,259	57,107	21,833	75,049	93,789	・
（再掲）基礎のみ	65,988	62,573	22,508	74,594	94,893	・
（再掲）基礎のみ共済なし	65,725	59,013	22,361	74,438	94,174	・
福祉年金	－	－	・	・	・	・
合 計	64,856	79,519	22,232	82,997	84,131	－

注. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

第5表 制度別年金受給権者数

ア. 令和7年8月末現在

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	37,508,976	16,038,588	14,494,211	751,200	6,212,700	12,277
旧共済組合を除く	37,284,004	15,914,695	14,445,726	747,992	6,163,586	12,005
旧法	413,242	96,681	66,539	36,318	201,967	11,737
新法	36,860,984	15,816,224	14,378,953	710,928	5,954,879	・
（再掲）基礎あり	29,229,420	15,149,612	13,537,813	414,233	127,762	・
基礎または定額あり	28,724,772	15,170,925	13,553,847	・	・	・
基礎繰上げあり	2,154,854	740,932	1,413,922	・	・	・
基礎繰上げなし	26,569,918	14,429,993	12,139,925	・	・	・
基礎及び定額なし	1,470,405	645,299	825,106	・	・	・
船員保険（旧法）	9,778	1,790	234	746	6,740	268
旧共済組合 計	224,972	123,893	48,485	3,208	49,114	272
旧法	43,501	27,793	843	908	13,685	272
新法	181,471	96,100	47,642	2,300	35,429	・
（再掲）基礎あり	142,849	95,427	46,015	1,406	1	・
国民年金 計	36,991,560	33,477,344	964,017	2,346,208	203,991	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,515,678	4,352,794	226,244	1,875,926	60,714	・
旧法抛出处	302,184	170,006	93,610	25,085	13,483	・
新法基礎年金	36,689,376	33,307,338	870,407	2,321,123	190,508	・
（再掲）基礎のみ	7,459,956	5,355,213	135,107	1,906,890	62,746	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,213,494	4,182,788	132,634	1,850,841	47,231	・
福祉年金	357	357	・	・	・	・
合 計	45,128,624	34,271,250	1,874,400	2,681,769	6,288,928	12,277

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給権者とは、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

イ. 令和7年8月新規裁定

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	126,783	31,848	51,682	5,290	37,963	-
旧共済組合を除く	126,734	31,848	51,638	5,290	37,958	-
旧法	13	-	13	-	-	-
新法	126,721	31,848	51,625	5,290	37,958	・
（再掲）基礎あり	32,484	13,341	14,695	2,539	1,909	・
基礎または定額あり	28,300	13,561	14,739	・	・	・
基礎繰上げあり	15,062	8,781	6,281	・	・	・
基礎繰上げなし	13,238	4,780	8,458	・	・	・
基礎及び定額なし	55,173	18,287	36,886	・	・	・
船員保険（旧法）	-	-	-	-	-	-
旧共済組合 計	49	-	44	-	5	-
旧法	2	-	-	-	2	-
新法	47	-	44	-	3	・
（再掲）基礎あり	19	-	19	-	-	・
国民年金 計	53,150	34,535	4,945	10,852	2,818	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	14,618	4,898	1,048	7,975	697	・
旧法抛出处	144	-	9	1	134	・
新法基礎年金	53,006	34,535	4,936	10,851	2,684	・
（再掲）基礎のみ	20,522	10,353	1,082	8,312	775	・
（再掲）基礎のみ共済なし	14,474	4,898	1,039	7,974	563	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	147,430	53,042	41,913	13,603	38,872	-

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給権者とは、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

第6表 制度別受給権者年金総額

令和 7 年 8 月末現在							(単位：百万円)	
	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付			
		老齢年金 ・ 25年以上	通算老齢年金 ・ 25年未満		遺族年金	通算遺族年金		
厚生年金保険（第1号） 計	27,443,114	18,033,342	2,740,688	546,249	6,119,161	3,675		
旧共済組合を除く	27,210,581	17,868,010	2,730,578	543,509	6,064,874	3,610		
旧 法	441,388	150,660	27,207	42,743	217,247	3,532		
新 法	26,750,121	17,711,956	2,703,286	499,189	5,835,691	・		
（別掲）基礎年金	21,161,470	11,408,753	9,287,426	359,974	105,318	・		
船員保険（旧法）	19,072	5,395	86	1,577	11,936	78		
旧共済組合 計	232,533	165,332	10,110	2,739	54,287	65		
旧 法	74,212	56,242	394	1,221	16,290	65		
新 法	158,322	109,090	9,716	1,519	37,997	・		
（別掲）基礎年金	111,874	75,186	35,486	1,201	*	・		
国民年金 計	26,863,304	24,317,173	247,119	2,134,431	164,580	・		
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,712,307	2,899,214	54,997	1,711,909	46,186	・		
旧法抛出处	134,679	83,935	22,142	23,248	5,354	・		
新法基礎年金	26,728,624	24,233,238	224,977	2,111,183	159,226	・		
（再掲）基礎のみ	5,555,096	3,728,442	33,577	1,739,169	53,909	・		
（再掲）基礎のみ共済なし	4,577,627	2,815,279	32,856	1,688,661	40,832	・		
福祉年金	152	152	・	・	・	・		
合 計	54,306,570	42,350,667	2,987,807	2,680,680	6,283,741	3,675		

注1. 厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

3. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者の年金総額である。

4. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者の年金総額である。

5. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

第 7 表 制度別受給権者平均年金月額

ア. 令和 7 年 8 月末現在 (単位：円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・ 25年以上	通算老齢年金 ・ 25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第 1 号） 計	108,233	153,366	69,359	100,664	83,491	24,945
旧共済組合を除く	108,116	153,300	69,328	100,657	83,423	25,057
旧 法	89,009	129,860	34,073	98,076	89,638	25,077
新 法	108,316	153,433	69,492	100,709	83,139	・
基礎または定額あり	117,024	156,568	72,761	・	・	・
基礎繰上げあり	81,949	126,127	58,798	・	・	・
基礎繰上げなし	119,868	158,131	74,387	・	・	・
基礎及び定額なし	43,850	79,716	15,800	・	・	・
船員保険（旧法）	162,540	251,144	30,547	176,185	147,582	24,190
旧共済組合 計	127,574	161,778	78,368	102,342	92,112	19,977
旧 法	142,164	168,633	38,987	112,016	99,193	19,977
新 法	124,077	159,796	79,065	98,522	89,377	・
国民年金 計	60,517	60,531	21,362	75,811	67,234	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	60,269	55,505	20,257	76,047	63,392	・
旧法拋出制	37,141	41,143	19,711	77,232	33,092	・
新法基礎年金	60,709	60,630	21,539	75,796	69,650	・
（再掲）基礎のみ	62,055	58,019	20,710	76,004	71,596	・
（再掲）基礎のみ共済なし	61,394	56,089	20,643	76,031	72,042	・
福祉年金	35,408	35,408	・	・	・	・
合 計	100,281	102,979	132,834	83,299	83,265	24,945

注. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

イ. 令和 7 年 8 月新規裁定 (単位：円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・ 25年以上	通算老齢年金 ・ 25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第 1 号） 計	64,192	95,410	28,226	96,137	82,516	－
旧共済組合を除く	64,204	95,410	28,222	96,137	82,520	－
旧 法	9,629	－	9,629	－	－	－
新 法	64,210	95,410	28,227	96,137	82,520	・
基礎または定額あり	96,949	135,691	61,304	・	・	・
基礎繰上げあり	95,278	118,641	62,615	・	・	・
基礎繰上げなし	98,851	167,011	60,330	・	・	・
基礎及び定額なし	31,758	65,538	15,010	・	・	・
船員保険（旧法）	－	－	－	－	－	－
旧共済組合 計	34,382	－	32,184	－	53,732	－
旧 法	*	－	－	－	*	－
新 法	31,759	－	32,184	－	25,534	・
国民年金 計	57,991	57,101	21,823	75,049	66,672	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	65,026	58,931	22,299	74,447	64,305	・
旧法拋出制	28,024	－	12,914	*	28,733	・
新法基礎年金	58,072	57,101	21,839	75,050	68,566	・
（再掲）基礎のみ	65,644	62,530	22,526	74,599	71,413	・
（再掲）基礎のみ共済なし	65,394	58,931	22,380	74,448	72,772	・
福祉年金	－	－	・	・	・	・
合 計	64,361	79,997	22,066	82,995	82,110	－

注. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

第8表 障害等級別障害年金受給（権）者状況

令和7年8月末現在

		受給権者				受給者			
		件数	年金総額	(別掲) 基礎年金	平均年金月額	件数	年金総額	(別掲) 基礎年金	平均年金月額
		人	百万円	百万円	円	人	百万円	百万円	円
厚生年金保険（第1号）	計	751,200	546,249	361,175	100,664	554,286	383,909	318,364	105,582
	職務／公務上を除く	計	750,605	545,005	361,115	553,772	382,729	318,315	105,495
	1級	87,322	81,004	87,279	160,597	80,509	75,012	80,641	161,114
	2級	333,072	216,324	273,835	122,636	285,700	176,905	237,674	120,925
	3級	330,211	247,677	・	62,505	187,563	130,812	・	58,119
	職務／公務上	595	1,243	60	182,508	514	1,180	48	199,087
国民年金	計	2,346,208	2,134,431	・	75,811	2,237,828	2,040,835	・	75,998
	1級	707,091	741,111	・	87,343	694,752	728,211	・	87,347
	2級	1,639,117	1,393,320	・	70,837	1,543,076	1,312,624	・	70,888

注1. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者とは、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者について、初診日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額における、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出している。
3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和7年8月新規裁定

		受給権者				受給者			
		件数	年金総額	(別掲) 基礎年金	平均年金月額	件数	年金総額	(別掲) 基礎年金	平均年金月額
		人	百万円	百万円	円	人	百万円	百万円	円
厚生年金保険（第1号）	計	5,290	3,775	2,328	96,137	5,261	3,751	2,325	96,234
	職務／公務上を除く	計	5,290	3,775	2,328	5,261	3,751	2,325	96,234
	1級	456	456	494	173,626	454	454	493	173,847
	2級	2,080	1,325	1,835	126,567	2,077	1,321	1,832	126,497
	3級	2,754	1,994	・	60,324	2,730	1,976	・	60,304
	職務／公務上	-	-	-	-	-	-	-	-
国民年金	計	10,852	9,773	・	75,049	10,819	9,743	・	75,048
	1級	1,721	1,831	・	88,666	1,714	1,823	・	88,651
	2級	9,131	7,942	・	72,483	9,105	7,920	・	72,487

注1. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者とは、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者について、初診日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額における、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出している。
3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

第2表 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別被保険者数
(月末現在)

標準報酬月額別被保険者数

標準報酬月額	合 計		船員を除く合計		一般男子	女 子	坑内員	船 員
		割合(%)		割合(%)				
万円								
総 計	43,485,902	100.00	43,434,026	100.00	25,495,653	17,937,986	387	51,876
8.8	329,698	0.76	329,420	0.76	198,386	131,032	2	278
9.8	226,816	0.52	226,622	0.52	118,733	107,888	1	194
10.4	79,069	0.18	78,991	0.18	19,995	58,996	-	78
11.0	134,149	0.31	134,063	0.31	33,546	100,517	-	86
11.8	216,721	0.50	216,646	0.50	58,116	158,529	1	75
小 計	986,453	2.27	985,742	2.27	428,776	556,962	4	711
12.6	234,497	0.54	234,418	0.54	54,531	179,887	-	79
13.4	300,210	0.69	300,140	0.69	71,302	228,838	-	70
14.2	355,277	0.82	355,166	0.82	82,838	272,328	-	111
15.0	598,720	1.38	598,473	1.38	179,629	418,843	1	247
16.0	703,432	1.62	703,239	1.62	180,369	522,869	1	193
小 計	2,192,136	5.04	2,191,436	5.05	568,669	1,622,765	2	700
17.0	879,554	2.02	879,115	2.02	238,549	640,566	-	439
18.0	1,094,854	2.52	1,094,168	2.52	333,470	760,696	2	686
19.0	1,209,391	2.78	1,209,114	2.78	367,433	841,678	3	277
20.0	2,307,558	5.31	2,306,427	5.31	836,195	1,470,230	2	1,131
22.0	2,858,478	6.57	2,857,338	6.58	1,086,603	1,770,733	2	1,140
小 計	8,349,835	19.20	8,346,162	19.22	2,862,250	5,483,903	9	3,673
24.0	2,906,055	6.68	2,904,948	6.69	1,257,936	1,647,010	2	1,107
26.0	3,077,879	7.08	3,076,329	7.08	1,518,931	1,557,388	10	1,550
28.0	2,744,295	6.31	2,742,950	6.32	1,470,119	1,272,817	14	1,345
30.0	2,740,666	6.30	2,738,485	6.30	1,619,312	1,119,151	22	2,181
32.0	2,255,850	5.19	2,254,286	5.19	1,416,836	837,424	26	1,564
小 計	13,724,745	31.56	13,716,998	31.58	7,283,134	6,433,790	74	7,747
34.0	2,009,189	4.62	2,007,415	4.62	1,342,435	664,946	34	1,774
36.0	1,961,889	4.51	1,959,570	4.51	1,380,346	579,178	46	2,319
38.0	2,045,391	4.70	2,042,758	4.70	1,503,056	539,664	38	2,633
41.0	2,135,067	4.91	2,131,505	4.91	1,631,887	499,583	35	3,562
44.0	1,629,425	3.75	1,626,095	3.74	1,294,623	331,446	26	3,330
小 計	9,780,961	22.49	9,767,343	22.49	7,152,347	2,614,817	179	13,618
47.0	1,288,814	2.96	1,285,660	2.96	1,053,867	231,762	31	3,154
50.0	1,214,027	2.79	1,210,690	2.79	999,289	211,382	19	3,337
53.0	863,501	1.99	860,730	1.98	734,412	126,293	25	2,771
56.0	731,766	1.68	729,372	1.68	628,345	101,019	8	2,394
59.0	666,017	1.53	663,805	1.53	571,962	91,834	9	2,212
小 計	4,764,125	10.96	4,750,257	10.94	3,987,875	762,290	92	13,868
62.0	498,514	1.15	496,649	1.14	434,834	61,797	18	1,865
65.0	3,189,133	7.33	3,179,439	7.32	2,777,768	401,662	9	9,694
小 計	3,687,647	8.48	3,676,088	8.46	3,212,602	463,459	27	11,559

第2表(続) 厚生年金保険(第1号) 標準報酬月額別被保険者数(短時間労働者)
(月末現在)

標準報酬月額別被保険者数				
標準報酬月額	合 計		男 子	女 子
		割合(%)		
万円				
総 計	1,178,884	100.00	272,845	906,039
8.8	23,963	2.03	6,125	17,838
9.8	45,122	3.83	10,530	34,592
10.4	50,615	4.29	10,806	39,809
11.0	81,209	6.89	16,740	64,469
11.8	108,359	9.19	21,781	86,578
小 計	309,268	26.23	65,982	243,286
12.6	110,361	9.36	22,100	88,261
13.4	107,615	9.13	21,314	86,301
14.2	98,660	8.37	19,745	78,915
15.0	94,816	8.04	19,671	75,145
16.0	84,600	7.18	18,120	66,480
小 計	496,052	42.08	100,950	395,102
17.0	67,872	5.76	15,542	52,330
18.0	56,798	4.82	13,649	43,149
19.0	47,750	4.05	11,809	35,941
20.0	55,920	4.74	14,653	41,267
22.0	47,847	4.06	13,844	34,003
小 計	276,187	23.43	69,497	206,690
24.0	29,272	2.48	9,020	20,252
26.0	19,822	1.68	6,837	12,985
28.0	12,934	1.10	4,616	8,318
30.0	9,355	0.79	3,708	5,647
32.0	6,188	0.52	2,456	3,732
小 計	77,571	6.58	26,637	50,934
34.0	4,275	0.36	1,803	2,472
36.0	3,260	0.28	1,551	1,709
38.0	2,597	0.22	1,305	1,292
41.0	2,121	0.18	1,091	1,030
44.0	1,311	0.11	636	675
小 計	13,564	1.15	6,386	7,178
47.0	967	0.08	515	452
50.0	631	0.05	375	256
53.0	452	0.04	292	160
56.0	413	0.04	233	180
59.0	323	0.03	197	126
小 計	2,786	0.24	1,612	1,174
62.0	296	0.03	167	129
65.0	3,160	0.27	1,614	1,546
小 計	3,456	0.29	1,781	1,675

注. 被保険者数の男子には、坑内員を含む。

第3表 厚生年金保険（第1号） 標準賞与額別被保険者数
(月末現在)

標準賞与額別被保険者数								
標準賞与額	合 計		船員を除く合計		一般男子	女 子	坑内員	船 員
		割合 (%)		割合 (%)				
総 計	3,569,793	100.00	3,565,608	100.00	2,238,054	1,327,442	112	4,185
万円以上 万円未満								
0.1 ～ 5	514,957	14.43	514,873	14.44	228,698	286,173	2	84
5 ～ 10	372,735	10.44	372,509	10.45	216,893	155,613	3	226
10 ～ 15	375,683	10.52	375,415	10.53	233,439	141,975	1	268
15 ～ 20	347,766	9.74	347,570	9.75	206,698	140,871	1	196
20 ～ 25	368,104	10.31	367,797	10.32	224,485	143,312	—	307
小 計	1,979,245	55.44	1,978,164	55.48	1,110,213	867,944	7	1,081
25 ～ 30	298,652	8.37	298,273	8.37	189,418	108,850	5	379
30 ～ 35	271,586	7.61	271,096	7.60	182,433	88,607	56	490
35 ～ 40	190,474	5.34	190,149	5.33	129,538	60,584	27	325
40 ～ 45	163,830	4.59	163,451	4.58	114,206	49,241	4	379
45 ～ 50	111,705	3.13	111,404	3.12	79,248	32,150	6	301
小 計	1,036,247	29.03	1,034,373	29.01	694,843	339,432	98	1,874
50 ～ 55	116,739	3.27	116,463	3.27	85,883	30,574	6	276
55 ～ 60	64,954	1.82	64,773	1.82	48,332	16,441	—	181
60 ～ 65	62,480	1.75	62,321	1.75	47,567	14,754	—	159
65 ～ 70	41,106	1.15	40,985	1.15	31,666	9,319	—	121
70 ～ 75	38,591	1.08	38,509	1.08	30,514	7,995	—	82
小 計	323,870	9.07	323,051	9.06	243,962	79,083	6	819
75 ～ 80	27,018	0.76	26,959	0.76	21,255	5,704	—	59
80 ～ 85	27,391	0.77	27,336	0.77	21,770	5,565	1	55
85 ～ 90	16,703	0.47	16,683	0.47	13,455	3,228	—	20
90 ～ 95	16,536	0.46	16,498	0.46	13,452	3,046	—	38
95 ～ 100	11,728	0.33	11,716	0.33	9,408	2,308	—	12
小 計	99,376	2.78	99,192	2.78	79,340	19,851	1	184
100 ～ 105	22,675	0.64	22,653	0.64	18,100	4,553	—	22
105 ～ 110	8,453	0.24	8,444	0.24	6,859	1,585	—	9
110 ～ 115	9,216	0.26	9,199	0.26	7,691	1,508	—	17
115 ～ 120	6,025	0.17	6,018	0.17	5,049	969	—	7
120 ～ 125	8,040	0.23	8,033	0.23	6,730	1,303	—	7
小 計	54,409	1.52	54,347	1.52	44,429	9,918	—	62
125 ～ 130	4,978	0.14	4,965	0.14	4,216	749	—	13
130 ～ 135	5,325	0.15	5,322	0.15	4,484	838	—	3
135 ～ 140	4,239	0.12	4,234	0.12	3,550	684	—	5
140 ～ 145	3,937	0.11	3,929	0.11	3,315	614	—	8
145 ～ 150	2,618	0.07	2,618	0.07	2,220	398	—	—
小 計	21,097	0.59	21,068	0.59	17,785	3,283	—	29
150 ～	55,549	1.56	55,413	1.55	47,482	7,931	—	136

第3表(続) 厚生年金保険(第1号) 標準賞与額別被保険者数(短時間労働者)
(月末現在)

標準賞与額別被保険者数					
標準賞与額	合 計		男 子	女 子	
		割合(%)			
総 計		69, 193	100. 00	13, 972	55, 221
万円以上 万円未満					
0. 1 ～ 5		48, 300	69. 80	9, 739	38, 561
5 ～ 10		7, 734	11. 18	1, 385	6, 349
10 ～ 15		3, 168	4. 58	539	2, 629
15 ～ 20		1, 451	2. 10	335	1, 116
20 ～ 25		2, 037	2. 94	421	1, 616
小 計		62, 690	90. 60	12, 419	50, 271
25 ～ 30		1, 648	2. 38	293	1, 355
30 ～ 35		1, 668	2. 41	294	1, 374
35 ～ 40		1, 189	1. 72	339	850
40 ～ 45		876	1. 27	185	691
45 ～ 50		369	0. 53	103	266
小 計		5, 750	8. 31	1, 214	4, 536
50 ～ 55		253	0. 37	87	166
55 ～ 60		134	0. 19	50	84
60 ～ 65		93	0. 13	40	53
65 ～ 70		52	0. 08	26	26
70 ～ 75		46	0. 07	28	18
小 計		578	0. 84	231	347
75 ～ 80		59	0. 09	32	27
80 ～ 85		40	0. 06	22	18
85 ～ 90		10	0. 01	4	6
90 ～ 95		8	0. 01	3	5
95 ～ 100		11	0. 02	5	6
小 計		128	0. 18	66	62
100 ～ 105		11	0. 02	10	1
105 ～ 110		5	0. 01	3	2
110 ～ 115		3	0. 00	5	△ 2
115 ～ 120		3	0. 00	3	—
120 ～ 125		—	—	—	—
小 計		22	0. 03	21	1
125 ～ 130		1	0. 00	3	△ 2
130 ～ 135		6	0. 01	3	3
135 ～ 140		2	0. 00	2	—
140 ～ 145		4	0. 01	4	—
145 ～ 150		—	—	—	—
小 計		13	0. 02	12	1
150 ～		12	0. 02	9	3

注. 被保険者数の男子には、坑内員を含む。

第4表(続) 厚生年金保険(第1号) 都道府県別年金受給権者状況(旧法船員保険)
(月末現在)

都道府県別	合 計		老 齢 年 金					通 算 老 齢 年 金					障 害 年 金		遺 族 年 金		通算遺族年金	
			計	退 職		在 職		計	退 職		在 職							
	件数	年金額	件数	件数	年金額	件数	年金額	件数	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
令和 7 年 3月	10,392	20,021,944	2,015	2,015	5,997,890	-	-	258	258	93,478	-	-	780	1,614,787	7,056	12,235,268	283	80,521
4月	10,279	20,149,571	1,975	1,975	5,989,612	-	-	257	257	94,754	-	-	777	1,637,921	6,991	12,346,583	279	80,702
5月	10,125	19,824,761	1,921	1,921	5,824,774	-	-	251	251	92,545	-	-	768	1,615,796	6,910	12,212,122	275	79,523
6月	10,000	19,541,421	1,869	1,869	5,649,723	-	-	246	246	91,095	-	-	760	1,601,177	6,854	12,120,559	271	78,867
7月	9,886	19,290,025	1,830	1,830	5,525,471	-	-	239	239	87,510	-	-	755	1,592,335	6,792	12,006,305	270	78,404
8月	9,778	19,071,809	1,790	1,790	5,394,572	-	-	234	234	85,775	-	-	746	1,577,206	6,740	11,936,462	268	77,794
北 海 道	693	1,450,791	57	57	159,543	-	-	23	23	7,086	-	-	48	118,121	546	1,161,444	19	4,598
青 森 手	367	648,478	18	18	43,143	-	-	3	3	775	-	-	21	43,284	310	557,691	15	3,585
岩 手 城	371	675,962	37	37	87,999	-	-	8	8	3,741	-	-	20	53,129	294	527,642	12	3,450
宮 城 田	615	1,308,615	91	91	260,351	-	-	7	7	2,005	-	-	60	130,118	454	915,156	3	985
秋 田	100	218,607	14	14	36,682	-	-	-	-	-	-	-	11	29,108	72	152,131	3	686
山 形 形	95	200,101	14	14	40,347	-	-	1	1	*	-	-	2	*	76	156,129	2	*
福 島 島	158	309,506	28	28	82,590	-	-	2	2	*	-	-	10	18,738	117	206,778	1	*
茨 城 木	145	263,413	32	32	86,291	-	-	1	1	*	-	-	9	18,843	96	156,021	7	1,818
栃 木 馬	17	46,418	8	8	28,999	-	-	-	-	-	-	-	1	*	7	15,407	1	*
群 馬 馬	14	29,405	2	2	*	-	-	1	1	*	-	-	1	*	10	21,849	-	-
埼 玉 玉	57	139,920	18	18	59,380	-	-	1	1	*	-	-	8	18,393	29	61,367	1	*
千 葉 京	298	543,169	59	59	168,593	-	-	8	8	2,574	-	-	17	32,458	201	335,438	13	4,107
東 京 川	150	308,737	39	39	121,534	-	-	6	6	2,202	-	-	19	31,363	82	152,874	4	763
神 奈 川	330	701,993	83	83	276,079	-	-	6	6	2,134	-	-	19	40,515	211	379,127	11	4,139
新 潟 潟	170	369,387	37	37	129,556	-	-	1	1	*	-	-	7	17,146	117	219,937	8	2,055
富 山 山	92	187,006	8	8	29,483	-	-	3	3	911	-	-	5	9,458	73	146,060	3	1,095
石 川 川	194	397,004	38	38	125,970	-	-	3	3	880	-	-	9	18,269	137	249,557	7	2,329
福 井 井	63	141,600	25	25	84,677	-	-	1	1	*	-	-	-	-	33	55,163	4	1,355
山 梨 梨	3	8,410	1	1	*	-	-	-	-	-	-	-	1	*	1	*	-	-
長 野 野	25	64,791	7	7	26,943	-	-	1	1	*	-	-	2	*	12	30,027	3	663
岐 阜 阜	22	49,427	4	4	14,332	-	-	2	2	*	-	-	2	*	14	31,782	-	-
静 岡 岡	380	691,567	75	75	204,755	-	-	13	13	5,472	-	-	21	48,504	252	426,494	19	6,342
愛 知 知	102	176,772	14	14	48,110	-	-	4	4	1,331	-	-	9	17,343	71	109,189	4	798
三 重 重	217	371,557	56	56	149,082	-	-	6	6	2,097	-	-	16	37,655	124	179,238	15	3,485
滋 賀 賀	17	37,048	4	4	13,621	-	-	1	1	*	-	-	1	*	10	19,591	1	*
京 都 都	48	97,653	13	13	45,832	-	-	4	4	1,373	-	-	3	4,793	27	45,292	1	*
大 阪 阪	248	495,768	54	54	190,011	-	-	12	12	5,582	-	-	20	37,268	156	260,440	6	2,466
兵 庫 庫	386	849,438	106	106	374,182	-	-	13	13	4,162	-	-	28	65,629	234	403,900	5	1,566
神 奈 奈	30	69,115	11	11	40,930	-	-	2	2	*	-	-	-	-	16	27,131	1	*
和 歌 山	158	249,497	40	40	88,577	-	-	6	6	1,313	-	-	13	22,945	88	132,546	11	4,116
鳥 取 取	74	134,632	5	5	12,816	-	-	2	2	*	-	-	7	14,123	60	106,819	-	-
島 根 根	208	411,806	34	34	106,799	-	-	2	2	*	-	-	16	39,761	151	262,757	5	1,386
岡 山 山	105	209,089	29	29	106,426	-	-	5	5	2,037	-	-	3	3,773	65	96,167	3	686
広 島 島	304	600,941	58	58	180,246	-	-	10	10	3,824	-	-	25	44,275	205	370,496	6	2,100
山 口 口	435	874,869	84	84	275,639	-	-	3	3	645	-	-	35	78,869	304	516,589	9	3,126
徳 島 島	190	353,595	41	41	113,454	-	-	3	3	1,060	-	-	14	28,777	129	209,002	3	1,302
香 川 川	157	309,203	35	35	104,129	-	-	7	7	2,905	-	-	11	25,687	100	175,497	4	985
愛 媛 媛	338	627,910	63	63	178,024	-	-	11	11	3,719	-	-	20	46,177	233	396,485	11	3,505
高 知 知	331	578,060	76	76	188,678	-	-	8	8	2,842	-	-	24	41,391	212	342,550	11	2,599
福 岡 岡	444	927,585	89	89	277,621	-	-	7	7	3,422	-	-	37	74,982	305	569,978	6	1,582
佐 賀 賀	94	181,727	17	17	55,879	-	-	1	1	*	-	-	12	26,899	64	98,729	-	-
長 崎 崎	769	1,425,823	133	133	402,895	-	-	13	13	6,703	-	-	72	147,834	535	865,005	16	3,386
熊 本 本	141	241,107	19	19	58,666	-	-	5	5	1,245	-	-	11	19,239	102	160,186	4	1,771
大 分 分	123	211,077	26	26	57,788	-	-	5	5	1,321	-	-	14	31,342	73	119,631	5	995
宮 崎 崎	112	183,888	18	18	45,886	-	-	2	2	*	-	-	11	19,943	78	115,751	3	1,446
鹿 児 島	337	614,532	54	54	168,141	-	-	8	8	2,139	-	-	42	84,199	231	359,320	2	*
沖 縄 の	37	53,616	6	6	11,804	-	-	2	2	*	-	-	9	14,248	20	27,177	-	-
そ の 他	14	31,198	10	10	23,105	-	-	1	1	*	-	-	-	-	3	7,586	-	-

第4表(続) 厚生年金保険(第1号) 都道府県別年金受給権者状況(旧共済組合計 旧法分)
(月末現在)

月 別	合 計		退 職 年 金				減 額 退 職 年 金					通 算 退 職 年 金			
			計	退 職		在 職		計	退 職		在 職		計	退 職	
	件数	年金額	件数	件数	年金額	件数	年金額	件数	件数	年金額	件数	年金額	件数	件数	年金額
令和 7 年 3月 4月 5月 6月 7月 8月	千円		千円				千円				千円		千円		
	46,882	79,529,180	15,638	15,503	33,054,126	135	196,399	14,668	14,634	27,578,393	34	43,145	907	907	414,478
	46,174	79,588,693	15,326	15,192	32,907,135	134	198,548	14,450	14,416	27,641,972	34	43,968	891	891	416,008
	45,418	78,092,587	15,009	14,879	32,144,604	130	192,406	14,232	14,198	27,173,844	34	43,968	873	873	405,663
	44,745	76,742,367	14,733	14,604	31,478,422	129	190,744	13,989	13,955	26,671,229	34	43,968	857	857	399,033
	44,121	75,478,808	14,485	14,356	30,865,223	129	190,744	13,769	13,736	26,209,944	33	43,057	848	848	396,029
	43,501	74,211,518	14,234	14,107	30,247,275	127	187,563	13,559	13,526	25,763,959	33	43,057	843	843	394,389

注. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧ＪＲ共済、旧ＮＴＴ共済、旧ＪＴ共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金額である。

月 別	通算退職年金		障 害 年 金					遺 族 年 金					通算遺族年金	
	在 職		計	職 務 上		職 務 外		計	職 務 上		職 務 外			
	件数	年金額	件数	件数	年金額	件数	年金額	件数	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額
令和 7 年 3月	-	-	952	39	41,198	913	1,221,482	14,426	148	138,288	14,278	16,773,244	291	68,426
4 月	-	-	945	38	40,714	907	1,235,686	14,272	148	140,917	14,124	16,894,136	290	69,609
5 月	-	-	937	38	40,714	899	1,224,618	14,084	146	139,114	13,938	16,660,475	283	67,182
6 月	-	-	928	38	40,714	890	1,210,396	13,959	145	138,044	13,814	16,503,462	279	66,354
7 月	-	-	917	37	39,609	880	1,194,177	13,827	144	136,415	13,683	16,337,665	275	65,945
8 月	-	-	908	36	38,526	872	1,182,000	13,685	144	136,415	13,541	16,153,130	272	65,205

(月末現在)

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
188,804	162,847,507	114,111,292	149,415	122,011,750	112,890,669	148,001	121,146,982	111,805,530	1,414	864,768	-
187,296	164,427,412	115,391,680	148,249	123,265,018	114,160,306	146,847	122,389,741	113,062,370	1,402	875,276	-
185,684	162,737,893	114,407,075	146,995	122,017,618	113,183,170	145,615	121,158,103	112,101,404	1,380	859,515	-
184,183	161,189,585	113,527,770	145,860	120,927,548	112,311,126	144,493	120,076,034	111,239,339	1,367	851,514	-
182,840	159,765,768	112,714,749	144,820	119,886,312	111,506,258	143,465	119,043,589	110,442,923	1,355	842,723	-
181,471	158,321,800	111,873,767	143,742	118,805,961	110,672,122	142,410	117,978,710	109,629,047	1,332	827,251	-

注. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金額である。

[illegible][illegible][illegible]

第5表 厚生年金保険（第1号） 月別年金種別別年金受給者状況（厚生年金保険計）
（月末現在）

月 別	合 計			老 齢 年 金			通 算 老 齢 年 金 ・25 年 未 満			障 害 年 金			遺 族 年 金			通算遺族年金	
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額
		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円
令和7年3月	36,189,445	26,375,004,824	20,290,313,670	15,781,273	17,572,037,748	11,050,501,804	14,020,569	2,601,813,191	8,861,742,014	545,151	372,317,730	308,882,881	5,832,502	5,825,917,941	69,186,971	9,950	2,918,213
4月	36,181,924	26,878,379,205	20,696,621,661	15,789,321	17,909,273,106	11,277,626,648	14,005,180	2,650,987,305	9,043,414,490	546,460	379,937,291	314,329,982	5,831,120	5,935,239,382	61,250,541	9,843	2,942,119
5月	36,185,050	26,867,712,040	20,730,765,677	15,789,415	17,897,665,718	11,296,599,731	14,004,711	2,652,073,234	9,056,978,981	548,052	380,649,242	315,164,254	5,833,176	5,934,424,394	62,022,711	9,696	2,899,451
6月	36,177,170	26,837,144,397	20,745,580,375	15,775,598	17,867,046,429	11,304,088,535	14,006,013	2,652,786,942	9,062,573,586	549,736	381,416,534	316,083,457	5,836,250	5,933,032,158	62,834,797	9,573	2,862,334
7月	36,173,089	26,812,807,185	20,765,608,369	15,763,367	17,841,015,796	11,314,622,237	14,009,288	2,654,041,736	9,070,353,942	551,557	382,351,981	316,981,438	5,839,407	5,932,564,342	63,650,752	9,470	2,833,329
8月	36,184,598	26,796,254,868	20,800,110,386	15,752,906	17,815,894,631	11,332,771,925	14,020,354	2,656,859,960	9,084,373,666	554,286	383,908,756	318,363,648	5,847,701	5,936,789,468	64,601,146	9,351	2,802,052

注1．厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。第5表中の以下の表について同様。

2．厚生年金保険（第1号）受給者の年金額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金及び遺族年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金額である。第5表中の以下の表について同様。

（新規裁定）

月 別	合 計			老 齢 年 金			通 算 老 齢 年 金 ・25 年 未 満			障 害 年 金			遺 族 年 金			通算遺族年金	
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額
		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円
令和7年3月	97,921	81,851,364	14,036,220	40,807	42,340,635	6,248,170	20,442	4,684,281	5,481,382	4,024	2,849,578	1,528,470	32,648	31,976,870	778,198	-	-
4月	102,672	86,641,005	16,015,264	42,843	45,445,659	7,419,153	22,574	5,287,006	6,333,581	3,915	2,781,104	1,534,150	33,340	33,127,236	728,381	-	-
5月	118,184	83,286,315	18,886,136	39,230	36,759,889	8,806,969	39,776	8,069,882	7,389,584	4,361	3,130,400	1,887,481	34,816	35,325,851	802,101	1	*
6月	112,484	70,208,656	17,631,196	30,253	25,269,349	8,100,118	43,334	8,321,272	6,912,134	4,318	3,042,059	1,800,808	34,579	33,575,976	818,136	-	-
7月	102,092	63,066,616	16,837,755	25,525	21,427,004	7,650,905	40,564	7,698,291	6,565,649	4,304	3,063,158	1,799,846	31,699	30,878,164	821,356	-	-
8月	120,561	73,417,328	20,129,303	29,739	24,970,628	9,159,576	49,396	9,288,675	7,678,345	5,261	3,750,969	2,324,501	36,165	35,407,055	966,881	-	-

注1．厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。第5表中の以下の表について同様。

2．厚生年金保険（第1号）受給者の年金額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金及び遺族年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金額である。第5表中の以下の表について同様。

（失 権）

月 別	合 計			老 齢 年 金			通 算 老 齢 年 金 ・25 年 未 満			障 害 年 金			遺 族 年 金			通算遺族年金	
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額
		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円
令和7年3月	128,666	111,972,947	64,031,948	53,362	68,472,427	36,796,067	41,922	9,073,322	25,932,020	1,550	1,267,301	1,076,902	31,680	33,118,440	226,959	152	41,457
4月	125,984	108,108,568	63,597,713	50,939	65,354,335	35,221,984	39,755	8,646,465	24,658,817	1,431	1,181,502	965,032	33,754	32,895,591	2,751,880	105	30,675
5月	129,632	112,796,626	64,882,673	53,144	68,512,190	36,948,007	42,754	9,257,778	26,627,072	1,515	1,283,239	1,033,149	32,070	33,700,618	274,445	149	42,801
6月	127,109	111,344,564	64,313,213	52,374	67,639,021	36,718,092	42,108	9,179,248	26,294,765	1,523	1,284,760	1,014,290	30,984	33,205,646	286,066	120	35,888
7月	113,702	99,287,580	57,390,709	46,724	60,263,329	32,795,695	37,392	8,090,671	23,427,406	1,368	1,144,066	917,009	28,115	29,760,628	250,599	103	28,887
8月	113,418	100,203,940	58,061,686	47,637	61,785,101	33,623,474	36,854	7,986,349	23,233,628	1,385	1,170,605	952,274	27,424	29,230,854	252,310	118	31,030

注1．厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。第5表中の以下の表について同様。

2．厚生年金保険（第1号）受給者の年金額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金及び遺族年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金額である。第5表中の以下の表について同様。

第5表(続) 厚生年金保険(第1号) 月別年金種別別年金受給者状況(厚生年金保険計(旧共済組合を除く))
(月末現在)

月 別	合 計			老 齢 年 金			通 算 老 齢 年 金 ・25 年 未 満			障 害 年 金			遺 族 年 金			通算遺族年金	
	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額
	千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
令和7年3月	35,966,306	26,139,543,206	20,180,448,490	15,652,995	17,400,521,413	10,975,068,625	13,974,208	2,592,149,623	8,828,179,156	543,335	370,706,123	308,014,788	5,786,075	5,773,308,437	69,185,920	9,693	2,857,610
4月	35,960,923	26,641,368,226	20,585,521,278	15,662,288	17,736,688,568	11,201,311,520	13,959,236	2,641,240,413	9,009,505,913	544,657	378,307,131	313,454,376	5,785,155	5,882,251,631	61,249,470	9,587	2,880,483
5月	35,966,342	26,633,853,018	20,620,614,223	15,663,768	17,727,463,146	11,220,957,929	13,959,138	2,642,424,180	9,023,337,911	546,265	379,034,971	314,296,743	5,787,724	5,882,090,480	62,021,640	9,447	2,840,241
6月	35,960,560	26,606,138,866	20,636,280,607	15,651,201	17,698,986,450	11,229,024,781	13,960,819	2,643,242,979	9,029,199,716	547,967	379,821,092	315,222,384	5,791,245	5,881,284,393	62,833,726	9,328	2,803,953
7月	35,958,387	26,584,452,570	20,657,098,274	15,640,126	17,674,971,263	11,240,105,567	13,964,420	2,644,583,010	9,037,216,161	549,808	380,780,113	316,126,865	5,794,804	5,881,342,827	63,649,681	9,229	2,775,357
8月	35,971,824	26,570,569,754	20,692,415,399	15,630,865	17,651,903,583	11,258,838,922	13,975,796	2,647,481,301	9,051,463,797	552,548	382,350,386	317,512,605	5,803,502	5,886,089,665	64,600,075	9,113	2,744,820

注. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧ＪＲ共済、旧ＮＴＴ共済、旧ＪＴ共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金額である。

(新規裁定)

月 別	合 計			老 齢 年 金			通 算 老 齢 年 金 ・25 年 未 満			障 害 年 金			遺 族 年 金			通算遺族年金	
	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額
	千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
令和7年3月	97,891	81,849,269	14,025,680	40,807	42,340,635	6,248,170	20,412	4,682,185	5,470,842	4,024	2,849,578	1,528,470	32,648	31,976,870	778,198	-	-
4月	102,649	86,636,955	16,006,887	42,843	45,445,659	7,419,153	22,555	5,285,206	6,325,204	3,914	2,780,480	1,534,150	33,337	33,125,610	728,381	-	-
5月	118,154	83,284,657	18,878,778	39,230	36,759,889	8,806,969	39,748	8,068,738	7,382,226	4,361	3,130,400	1,887,481	34,814	35,325,337	802,101	1	*
6月	112,455	70,206,045	17,621,493	30,251	25,268,135	8,100,118	43,309	8,320,444	6,902,432	4,318	3,042,059	1,800,808	34,577	33,575,407	818,136	-	-
7月	102,060	63,064,604	16,828,453	25,525	21,427,004	7,650,905	40,533	7,697,158	6,556,347	4,304	3,063,158	1,799,846	31,698	30,877,284	821,356	-	-
8月	120,520	73,412,703	20,117,820	29,739	24,970,628	9,159,576	49,357	9,286,355	7,666,863	5,261	3,750,969	2,324,501	36,163	35,404,751	966,881	-	-

注. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧ＪＲ共済、旧ＮＴＴ共済、旧ＪＴ共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金額である。

(失 権)

月 別	合 計			老 齢 年 金			通 算 老 齢 年 金 ・25 年 未 満			障 害 年 金			遺 族 年 金			通算遺族年金	
	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額	(別掲)基礎年金額	件 数	年 金 額
	千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
令和7年3月	126,347	108,873,589	63,227,224	51,928	66,056,167	36,211,901	41,510	8,967,434	25,716,744	1,538	1,254,227	1,072,424	31,223	32,555,729	226,155	148	40,032
4月	123,821	105,209,584	62,861,295	49,688	63,181,263	34,724,122	39,318	8,540,670	24,429,015	1,416	1,168,245	956,277	33,295	32,288,861	2,751,880	104	30,544
5月	127,308	109,638,285	64,080,985	51,754	66,111,179	36,364,070	42,346	9,158,682	26,417,221	1,503	1,270,268	1,026,614	31,563	33,057,782	273,080	142	40,374
6月	124,980	108,487,791	63,577,198	51,120	65,488,943	36,212,762	41,698	9,072,420	26,070,452	1,509	1,268,537	1,008,704	30,537	32,622,830	285,281	116	35,060
7月	111,762	96,636,232	56,700,462	45,566	58,242,514	32,307,240	37,029	8,003,872	23,229,938	1,352	1,123,849	912,685	27,716	29,237,519	250,599	99	28,477
8月	111,428	97,506,315	57,359,292	46,423	59,704,873	33,115,715	36,498	7,903,661	23,044,110	1,373	1,156,854	948,760	27,019	28,710,637	250,706	115	30,290

注. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧ＪＲ共済、旧ＮＴＴ共済、旧ＪＴ共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金額である。

第5表(続) 厚生年金保険(第1号) 月別年金種別別年金受給者状況(新法厚生年金保険)
(月末現在)

月 別	合 計			老 齢 厚 生 年 金											
				計			退 職			在 職			基礎または定額あり		
													計		
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和7年3月	35,556,806	25,697,096,831	20,180,448,490	29,444,465	19,792,787,211	19,803,247,781	25,288,708	15,832,273,549	17,368,941,749	4,155,757	3,960,513,662	2,434,306,032	27,932,030	18,996,637,271	19,803,247,781
4月	35,557,194	26,197,030,171	20,585,521,278	29,442,669	20,178,683,730	20,210,817,433	25,273,316	16,125,978,481	17,712,439,150	4,169,353	4,052,705,248	2,498,378,283	27,967,362	19,373,086,893	20,210,817,433
5月	35,568,645	26,196,304,431	20,620,614,223	29,448,146	20,175,294,252	20,244,295,839	25,340,972	16,176,889,453	17,771,247,857	4,107,174	3,998,404,799	2,473,047,982	28,010,656	19,393,627,614	20,244,295,839
6月	35,568,491	26,174,957,480	20,636,280,607	29,441,064	20,151,985,214	20,258,224,497	25,319,939	16,147,176,502	17,766,568,358	4,121,125	4,004,808,712	2,491,656,139	28,025,877	19,391,637,882	20,258,224,497
7月	35,571,377	26,159,058,612	20,657,098,274	29,436,947	20,133,181,164	20,277,321,728	25,312,268	16,132,435,957	17,771,552,133	4,124,679	4,000,745,207	2,505,769,595	28,048,445	19,396,682,507	20,277,321,728
8月	35,589,548	26,150,504,270	20,692,415,399	29,442,191	20,116,596,192	20,310,302,719	25,321,524	16,131,196,637	17,790,749,840	4,120,667	3,985,399,554	2,519,552,879	28,089,906	19,412,280,778	20,310,302,719

月 別	老 齢 厚 生 年 金															
									特 別 支 給							
	基 礎 ま た は 定 額 あ り						基礎及び定額なし		計					退 職		
	基礎繰上げあり			基礎繰上げなし												
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
令和 7 年 3 月	2,089,897	834,173,770	1,176,553,555	25,842,133	18,162,463,501	18,626,694,226	1,512,435	796,149,940	1,391,202	674,732,772	17,342,500	746,666	250,228,894	12,636,062		
4 月	2,097,652	855,452,417	1,203,868,396	25,869,710	18,517,634,476	19,006,949,037	1,475,307	805,596,837	1,352,180	679,813,436	17,528,432	718,110	247,370,981	12,676,358		
5 月	2,107,171	861,899,181	1,209,806,516	25,903,485	18,531,728,433	19,034,489,323	1,437,490	781,666,638	1,314,476	657,167,438	17,543,021	709,376	246,458,538	12,706,889		
6 月	2,115,160	867,169,157	1,214,887,250	25,910,717	18,524,468,726	19,043,337,247	1,415,187	760,347,331	1,291,562	633,846,074	17,720,455	698,447	237,373,500	12,814,500		
7 月	2,122,897	872,304,149	1,219,752,337	25,925,548	18,524,378,358	19,057,569,391	1,388,502	736,498,657	1,264,098	607,961,524	17,796,763	687,109	229,026,029	12,844,105		
8 月	2,132,986	878,749,229	1,226,066,444	25,956,920	18,533,531,549	19,084,236,275	1,352,285	704,315,414	1,226,622	572,898,910	17,775,100	672,744	218,801,720	12,822,830		

月 別	老 齢 厚 生 年 金														
	特 別 支 給			繰 上 げ 支 給									65歳以上本来		
	在 職			計			退 職			在 職			計		
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和7年3月	644,536	424,503,878	4,706,438	348,381	202,358,976	185,651,629	232,479	122,825,844	121,831,088	115,902	79,533,131	63,820,541	27,156,866	18,388,553,117	19,157,148,097
4月	634,070	432,442,455	4,852,074	359,211	212,521,638	195,626,074	238,734	128,338,242	127,840,723	120,477	84,183,396	67,785,351	27,174,724	18,741,212,040	19,539,146,070
5月	605,100	410,708,900	4,836,132	372,131	220,107,428	203,285,695	246,496	132,486,681	132,375,303	125,635	87,620,747	70,910,393	27,193,471	18,741,044,852	19,555,488,831
6月	593,115	396,472,574	4,905,955	383,706	226,676,957	210,180,338	252,621	135,488,631	135,997,928	131,085	91,188,326	74,182,410	27,186,493	18,723,485,595	19,553,125,256
7月	576,989	378,935,495	4,952,658	394,738	233,070,684	216,744,077	258,754	138,592,723	139,596,080	135,984	94,477,961	77,147,997	27,188,438	18,714,169,882	19,557,082,712
8月	553,878	354,097,190	4,952,270	407,971	240,828,370	224,631,756	266,145	142,395,598	143,954,160	141,826	98,432,772	80,677,596	27,205,811	18,713,083,698	19,572,245,284

第5表(続) 厚生年金保険(第1号) 月別年金種別別年金受給者状況(新法厚生年金保険)
(月末現在)

月 別	老 齢 厚 生 年 金														
	65 歳 以 上 本 来						繰 下 げ 支 給								
	退 職			在 職			計			退 職			在 職		
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額
	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円
令和7年3月	23,907,502	15,111,529,873	16,908,451,640	3,249,364	3,277,023,244	2,248,696,457	548,016	527,142,347	443,105,555	402,061	347,688,938	326,022,959	145,955	179,453,409	117,082,596
4月	23,908,676	15,391,178,141	17,234,986,874	3,266,048	3,350,033,900	2,304,159,197	556,554	545,136,616	458,516,856	407,796	359,091,117	336,935,195	148,758	186,045,498	121,581,661
5月	23,967,607	15,428,944,421	17,281,163,447	3,225,864	3,312,100,430	2,274,325,384	568,068	556,974,535	467,978,292	417,493	368,999,813	345,002,218	150,575	187,974,722	122,976,074
6月	23,944,041	15,398,888,414	17,266,674,288	3,242,452	3,324,597,181	2,286,450,968	579,303	567,976,588	477,198,448	424,830	375,425,957	351,081,642	154,473	192,550,631	126,116,806
7月	23,934,471	15,383,057,860	17,262,163,441	3,253,967	3,331,112,022	2,294,919,272	589,673	577,979,074	485,698,175	431,934	381,759,345	356,948,507	157,739	196,219,729	128,749,669
8月	23,941,947	15,380,027,309	17,269,790,502	3,263,864	3,333,056,389	2,302,454,782	601,787	589,785,214	495,650,578	440,688	389,972,010	364,182,347	161,099	199,813,204	131,468,231

月 別	老 齢 相 当									通 老 相 当 ・ 25 年 未 満					
	計			退 職			在 職			計			退 職		
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額
	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円
令和7年3月	15,544,068	17,230,191,025	10,975,068,625	12,356,005	13,588,874,262	8,996,515,246	3,188,063	3,641,316,762	1,978,553,379	13,900,397	2,562,596,186	8,828,179,156	12,932,703	2,243,399,286	8,372,426,503
4月	15,555,624	17,566,922,081	11,201,311,520	12,354,061	13,840,558,400	9,172,195,622	3,201,563	3,726,363,681	2,029,115,898	13,887,045	2,611,761,648	9,009,505,913	12,919,255	2,285,420,081	8,540,243,528
5月	15,559,457	17,561,665,057	11,220,957,929	12,415,136	13,888,486,456	9,218,117,668	3,144,321	3,673,178,601	2,002,840,261	13,888,689	2,613,629,196	9,023,337,911	12,925,836	2,288,402,997	8,553,130,189
6月	15,549,092	17,536,899,364	11,229,024,781	12,398,607	13,860,060,949	9,212,534,067	3,150,485	3,676,838,415	2,016,490,715	13,891,972	2,615,085,850	9,029,199,716	12,921,332	2,287,115,553	8,554,034,292
7月	15,540,023	17,516,226,036	11,240,105,567	12,391,424	13,845,459,943	9,213,274,921	3,148,599	3,670,766,094	2,026,830,646	13,896,924	2,616,955,128	9,037,216,161	12,920,844	2,286,976,015	8,558,277,212
8月	15,532,638	17,496,245,333	11,258,838,922	12,393,571	13,842,869,666	9,222,415,513	3,139,067	3,653,375,667	2,036,423,410	13,909,553	2,620,350,859	9,051,463,797	12,927,953	2,288,326,971	8,568,334,327

月 別	通 老 相 当 ・ 25 年 未 満			障 害 厚 生 年 金			遺 族 厚 生 年 金		
	在 職								
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額
	千円		千円	千円		千円	千円		千円
令和 7 年 3 月	967,694	319,196,900	455,752,653	521,136	343,233,964	308,014,788	5,591,205	5,561,075,656	69,185,920
4 月	967,790	326,341,567	469,262,385	522,638	350,536,451	313,454,376	5,591,887	5,667,809,990	61,249,470
5 月	962,853	325,226,199	470,207,721	524,430	351,508,452	314,296,743	5,596,069	5,669,501,728	62,021,640
6 月	970,640	327,970,297	475,165,424	526,306	352,522,840	315,222,384	5,601,121	5,670,449,427	62,833,726
7 月	976,080	329,979,113	478,938,949	528,294	353,669,963	316,126,865	5,606,136	5,672,207,485	63,649,681
8 月	981,600	332,023,888	483,129,470	531,180	355,424,272	317,512,605	5,616,177	5,678,483,806	64,600,075

第5表(続) 厚生年金保険(第1号) 月別年金種別別年金受給者状況(新法厚生年金保険)
(新規裁定)

月 別	合 計			老 齢 厚 生 年 金											
				計			退 職			在 職			基礎または定額あり		
													計		
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額
		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
令和 7 年 3月	97,873	81,845,375	14,025,680	61,201	47,018,927	11,719,012	25,826	14,516,823	6,926,314	35,375	32,502,104	4,792,697	20,543	12,344,165	11,719,012
4月	102,632	86,632,595	16,006,887	65,381	50,726,505	13,744,356	28,208	15,886,782	8,020,661	37,173	34,839,723	5,723,695	23,523	14,353,233	13,744,356
5月	118,140	83,281,613	18,878,778	78,965	44,825,877	16,189,195	41,096	16,521,264	9,700,060	37,869	28,304,613	6,489,135	27,414	16,439,174	16,189,195
6月	112,433	70,198,983	17,621,493	73,538	33,581,517	15,002,549	41,101	13,238,584	8,968,074	32,437	20,342,933	6,034,475	25,076	14,235,205	15,002,549
7月	102,044	63,062,490	16,828,453	66,042	29,122,048	14,207,252	37,693	11,704,057	8,483,750	28,349	17,417,991	5,723,502	23,817	13,161,419	14,207,252
8月	120,507	73,411,201	20,117,820	79,083	34,255,481	16,826,439	45,361	14,125,203	9,849,486	33,722	20,130,278	6,976,953	28,099	15,833,118	16,826,439

月 別	老 齢 厚 生 年 金													
	基 礎 ま た は 定 額 あ り								特 別 支 給					
									基礎繰上げあり			基礎繰上げなし		
	基礎及び定額なし			基礎及び定額なし			計			退 職				
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 7 年 3 月	10,399	5,592,018	6,007,709	10,144	6,752,147	5,711,303	40,658	34,674,761	41,555	36,226,290	319,200	13,961	9,680,102	193,862
4 月	12,067	6,727,962	7,109,021	11,456	7,625,271	6,635,336	41,858	36,373,273	42,771	37,970,198	357,296	14,709	10,262,925	222,103
5 月	14,437	8,011,711	8,531,111	12,977	8,427,462	7,658,084	51,551	28,386,703	52,445	29,369,838	486,742	25,033	9,220,784	330,647
6 月	13,289	7,162,145	7,872,018	11,787	7,073,060	7,130,531	48,462	19,346,312	49,094	19,657,937	479,615	26,373	6,841,534	353,670
7 月	12,518	6,789,388	7,421,545	11,299	6,372,031	6,785,707	42,225	15,960,629	42,795	16,170,729	448,342	23,621	5,701,009	326,542
8 月	14,966	8,210,681	8,890,683	13,133	7,622,438	7,935,755	50,984	18,422,362	51,701	18,660,648	570,063	29,123	6,966,545	400,382

月 別	老 齢 厚 生 年 金														
	特 別 支 給			繰 上 げ 支 給									65歳以上本来		
				計			退 職			在 職			計		
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額
		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
令和 7 年 3月	27,594	26,546,188	125,338	9,887	5,288,837	5,687,738	5,656	2,649,567	3,206,970	4,231	2,639,271	2,480,768	8,129	4,403,200	4,712,874
4月	28,062	27,707,273	135,192	11,502	6,395,666	6,751,152	6,488	3,187,339	3,758,516	5,014	3,208,326	2,992,636	9,249	5,063,905	5,513,849
5月	27,412	20,149,054	156,096	13,668	7,721,125	8,043,571	7,744	3,885,781	4,486,015	5,924	3,835,344	3,557,556	10,463	6,011,467	6,176,178
6月	22,721	12,816,402	125,944	12,527	6,934,468	7,392,403	7,005	3,420,867	4,083,560	5,522	3,513,602	3,308,844	9,697	5,343,892	5,725,668
7月	19,174	10,469,720	121,800	11,810	6,591,333	6,972,831	6,676	3,265,501	3,878,063	5,134	3,325,832	3,094,768	9,237	4,868,153	5,418,073
8月	22,578	11,694,103	169,681	14,061	7,966,450	8,320,620	7,762	3,890,915	4,531,153	6,299	4,075,535	3,789,468	10,681	5,755,644	6,266,834

第5表(続) 厚生年金保険(第1号) 月別年金種別別年金受給者状況(新法厚生年金保険)
(新規裁定)

月 別	老 齢 厚 生 年 金														
	65 歳 以 上 本 来						繰 下 げ 支 給								
	退 職			在 職			計			退 職			在 職		
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額
	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円
令和 7 年 3月	5,143	1,691,459	2,921,683	2,986	2,711,741	1,791,191	1,630	1,100,600	999,200	1,066	495,695	603,800	564	604,904	395,400
4月	5,804	1,869,219	3,361,943	3,445	3,194,685	2,151,906	1,859	1,296,737	1,122,060	1,207	567,299	678,099	652	729,439	443,961
5月	6,750	2,544,299	3,947,421	3,713	3,467,169	2,228,757	2,389	1,723,446	1,482,704	1,569	870,400	935,977	820	853,046	546,726
6月	6,247	2,144,225	3,645,048	3,450	3,199,667	2,080,621	2,220	1,645,220	1,404,863	1,476	831,958	885,797	744	813,262	519,066
7月	5,896	1,985,598	3,404,548	3,341	2,882,555	2,013,525	2,200	1,491,832	1,368,005	1,500	751,948	874,597	700	739,884	493,408
8月	6,739	2,353,321	3,869,820	3,942	3,402,324	2,397,014	2,640	1,872,738	1,668,921	1,737	914,422	1,048,132	903	958,316	620,789

月 別	老 齢 相 当						通 老 相 当 ・ 25 年 未 満								
	計			退 職			在 職			計			退 職		
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額
	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円
令和 7 年 3月	40,806	42,339,617	6,248,170	10,805	11,497,471	2,559,049	30,001	30,842,145	3,689,121	20,395	4,679,310	5,470,842	15,021	3,019,351	4,367,265
4月	42,842	45,444,519	7,419,153	11,550	12,481,253	2,980,409	31,292	32,963,266	4,438,743	22,539	5,281,986	6,325,204	16,658	3,405,529	5,040,252
5月	39,230	36,759,889	8,806,969	11,859	11,452,575	3,866,844	27,371	25,307,314	4,940,125	39,735	8,065,987	7,382,226	29,237	5,068,689	5,833,216
6月	30,249	25,265,164	8,100,118	9,427	8,085,893	3,469,521	20,822	17,179,271	4,630,597	43,289	8,316,353	6,902,432	31,674	5,152,691	5,498,554
7月	25,525	21,427,004	7,650,905	8,156	6,995,141	3,268,056	17,369	14,431,863	4,382,849	40,517	7,695,044	6,556,347	29,537	4,708,916	5,215,693
8月	29,739	24,970,628	9,159,576	9,517	8,447,920	3,791,378	20,222	16,522,708	5,368,198	49,344	9,284,853	7,666,863	35,844	5,677,283	6,058,108

月 別	通 老 相 当 ・ 25 年 未 満			障 害 厚 生 年 金			遺 族 厚 生 年 金		
	在 職								
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額
	千円		千円	千円		千円	千円		千円
令和 7 年 3月	5,374	1,659,959	1,103,577	4,024	2,849,578	1,528,470	32,648	31,976,870	778,198
4月	5,881	1,876,457	1,284,952	3,914	2,780,480	1,534,150	33,337	33,125,610	728,381
5月	10,498	2,997,299	1,549,011	4,361	3,130,400	1,887,481	34,814	35,325,337	802,101
6月	11,615	3,163,662	1,403,878	4,318	3,042,059	1,800,808	34,577	33,575,407	818,136
7月	10,980	2,986,128	1,340,653	4,304	3,063,158	1,799,846	31,698	30,877,284	821,356
8月	13,500	3,607,570	1,608,755	5,261	3,750,969	2,324,501	36,163	35,404,751	966,881

第5表(続) 厚生年金保険(第1号) 月別年金種別別年金受給者状況(旧共済組合計)
(月末現在)

月 別	合 計			退 職 年 金			通 算 退 職 年 金 ・ 25 年 未 満			障 害 年 金			遺 族 年 金			通算遺族年金	
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額
令和 7 年 3月	223,139	235,461,618	109,865,180	128,278	171,516,336	75,433,179	46,361	9,663,568	33,562,858	1,816	1,611,606	868,093	46,427	52,609,504	1,051	257	60,604
4月	221,001	237,010,978	111,100,382	127,033	172,584,538	76,315,129	45,944	9,746,892	33,908,577	1,803	1,630,160	875,606	45,965	52,987,751	1,071	256	61,637
5月	218,708	233,859,022	110,151,454	125,647	170,202,572	75,641,802	45,573	9,649,054	33,641,070	1,787	1,614,272	867,511	45,452	52,333,915	1,071	249	59,210
6月	216,610	231,005,531	109,299,768	124,397	168,059,979	75,063,753	45,194	9,543,963	33,373,871	1,769	1,595,443	861,073	45,005	51,747,765	1,071	245	58,382
7月	214,702	228,354,614	108,510,095	123,241	166,044,533	74,516,671	44,868	9,458,727	33,137,781	1,749	1,571,868	854,573	44,603	51,221,515	1,071	241	57,972
8月	212,774	225,685,114	107,694,987	122,041	163,991,049	73,933,003	44,558	9,378,659	32,909,869	1,738	1,558,371	851,043	44,199	50,699,803	1,071	238	57,232

注. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧ＪＲ共済、旧ＮＴＴ共済、旧ＪＴ共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金額である。

第5表(続) 厚生年金保険 (第1号) 月別年金種別別年金受給者状況 (旧共済組合計 旧法分)
(月末現在)

月 別	合 計		退 職 年 金				減 額 退 職 年 金						通 算 退 職 年 金					
			計		退 職		在 職		計		退 職		在 職		計		退 職	
	件数	年金額	件数	件数	年金額	件数	年金額	件数	件 数	年金額	件数	年金額	件数	件数	年金額	件数	年金額	
令和 7 年 3月	45,101	77,701,275	15,613	15,478	33,009,307	135	196,399	14,645	14,611	27,551,409	34	43,145	905	905	413,664	-	-	
4月	44,402	77,736,334	15,301	15,167	32,861,455	134	198,548	14,428	14,394	27,615,421	34	43,968	889	889	415,178	-	-	
5月	43,650	76,242,897	14,983	14,853	32,096,397	130	192,406	14,210	14,176	27,147,292	34	43,968	871	871	404,833	-	-	
6月	42,987	74,906,928	14,710	14,581	31,436,143	129	190,744	13,967	13,933	26,644,678	34	43,968	855	855	398,204	-	-	
7月	42,371	73,653,645	14,463	14,334	30,824,216	129	190,744	13,749	13,716	26,186,101	33	43,057	846	846	395,200	-	-	
8月	41,759	72,396,176	14,214	14,087	30,209,137	127	187,563	13,539	13,506	25,740,116	33	43,057	841	841	393,559	-	-	

注. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧ＪＲ共済、旧ＮＴＴ共済、旧ＪＴ共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金額である。

月 別	障 害 年 金					遺 族 年 金					通算遺族年金		
	計	職務上		職務外		計	職務上		職務外				
	件数	件数	年金額	件数	年金額	件数	件 数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	
			千円		千円			千円		千円		千円	
令和 7 年 3 月	643	16	16,387	627	875,908	13,038	131	122,888	12,907	15,411	566	257	60,604
4月	638	16	16,702	622	885,813	12,890	131	125,221	12,759	15,512	392	256	61,637
5月	631	16	16,702	615	875,462	12,706	129	123,418	12,577	15,283	210	249	59,210
6月	623	16	16,702	607	863,095	12,587	128	122,348	12,459	15,132	665	245	58,382
7月	614	15	15,597	599	849,697	12,458	127	120,720	12,331	14,970	342	241	57,972
8月	606	14	14,514	592	839,308	12,321	127	120,720	12,194	14,790	971	238	57,232

第5表(続) 厚生年金保険(第1号) 月別年金種別別年金受給者状況(旧共済組合計 新法分)
(月末現在)

月 別	合 計			退 職 共 済 年 金										
				計								特 別 支 給		
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額
令和 7 年 3月	178,038	157,760,343	109,865,180	143,476	119,965,981	108,996,036	142,075	119,106,044	1,401	859,937	-	-	-	-
4月	176,599	159,274,644	111,100,382	142,359	121,196,861	110,223,705	140,969	120,326,499	1,390	870,362	-	-	-	-
5月	175,058	157,616,126	110,151,454	141,156	119,966,730	109,282,873	139,788	119,112,130	1,368	854,601	-	-	-	-
6月	173,623	156,098,603	109,299,768	140,059	118,890,206	108,437,624	138,704	118,043,606	1,355	846,599	-	-	-	-
7月	172,331	154,700,969	108,510,095	139,051	117,863,942	107,654,451	137,708	117,026,133	1,343	837,809	-	-	-	-
8月	171,015	153,288,938	107,694,987	138,005	116,796,276	106,842,872	136,683	115,972,654	1,322	823,622	-	-	-	-

注. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧ＪＲ共済、旧ＮＴＴ共済、旧ＪＴ共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金額である。

月 別	退 職 共 済 年 金														
	特 別 支 給		(再 掲)繰 上 げ 支 給						本 来 支 給					(再掲)減額あり	
			計		退 職		在 職								
	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額		
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
令和 7 年 3月	-	-	-	-	-	-	-	-	143,476	119,965,981	108,996,036	46,080	44,823,662		
4月	-	-	-	-	-	-	-	-	142,359	121,196,861	110,223,705	45,749	45,265,208		
5月	-	-	-	-	-	-	-	-	141,156	119,966,730	109,282,873	45,386	44,823,998		
6月	-	-	-	-	-	-	-	-	140,059	118,890,206	108,437,624	45,057	44,433,240		
7月	-	-	-	-	-	-	-	-	139,051	117,863,942	107,654,451	44,768	44,074,387		
8月	-	-	-	-	-	-	-	-	138,005	116,796,276	106,842,872	44,448	43,681,359		

月 別	退 職 共 済 年 金													
	退 年 相 当							通 退 相 当 ・ 25 年 未 満						
	計			退 職		在 職		計			退 職		在 職	
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	件数	年金額
		千円	千円		千円		千円		千円	千円		千円		千円
令和7年3月	98,020	110,716,077	75,433,179	97,132	109,971,484	888	744,593	45,456	9,249,904	33,562,858	44,943	9,134,560	513	115,344
4月	97,304	111,865,146	76,315,129	96,424	111,112,175	880	752,971	45,055	9,331,714	33,908,577	44,545	9,214,324	510	117,391
5月	96,454	110,722,509	75,641,802	95,590	109,982,083	864	740,426	44,702	9,244,221	33,641,070	44,198	9,130,047	504	114,175
6月	95,720	109,744,446	75,063,753	94,864	109,010,116	856	734,330	44,339	9,145,760	33,373,871	43,840	9,033,491	499	112,269
7月	95,029	108,800,415	74,516,671	94,180	108,072,535	849	727,880	44,022	9,063,527	33,137,781	43,528	8,953,599	494	109,928
8月	94,288	107,811,176	73,933,003	93,455	107,097,054	833	714,121	43,717	8,985,100	32,909,869	43,228	8,875,599	489	109,501

月 別	障 害 共 済 年 金							遺 族 共 済 年 金						
	計			職務上		職務外		計			職務上		職務外	
	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	(別掲)基礎年金額	件数	年金額	件数	年金額
		千円	千円		千円		千円		千円	千円		千円		千円
令和7年3月	1,173	719,312	868,093	78	65,793	1,095	653,519	33,389	37,075,050	1,051	204	155,301	33,185	36,919,749
4月	1,165	727,646	875,606	77	66,161	1,088	661,485	33,075	37,350,138	1,071	202	156,491	32,873	37,193,647
5月	1,156	722,108	867,511	77	66,207	1,079	655,901	32,746	36,927,287	1,071	202	156,514	32,544	36,770,772
6月	1,146	715,646	861,073	76	65,735	1,070	649,911	32,418	36,492,751	1,071	198	154,159	32,220	36,338,593
7月	1,135	706,574	854,573	76	65,735	1,059	640,839	32,145	36,130,453	1,071	197	153,478	31,948	35,976,975
8月	1,132	704,549	851,043	76	65,735	1,056	638,815	31,878	35,788,113	1,071	197	153,478	31,681	35,634,635

第6表 厚生年金保険（第1号） 都道府県別保険料徴収状況
(月末現在)

都道府県別	保 険 料 徴 収 状 況 (年 度 累 計)			
	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円
令和7年3月	36,772,540,783	36,316,059,714	28,460,515	428,020,554
4月	3,051,708,518	2,701,419,439	998,520	349,290,558
5月	3,632,716,806	3,025,183,336	2,349,459	605,184,011
6月	8,542,338,465	8,110,658,142	4,119,413	427,560,910
7月	12,457,820,509	12,026,405,637	7,015,649	424,399,223
8月	13,190,288,982	12,455,319,237	13,019,660	721,950,085
北海道	352,270,023	333,820,362	382,575	18,067,087
青森	69,184,794	64,891,490	68,885	4,224,419
岩手	66,995,531	62,569,128	64,350	4,362,053
宮城	157,970,319	144,476,132	417,086	13,077,101
秋田	55,098,072	51,734,386	32,540	3,331,146
山形	64,687,026	60,328,271	48,342	4,310,413
福島	119,631,188	110,325,570	494,120	8,811,498
茨城	168,789,874	157,344,668	271,067	11,174,139
栃木	117,860,833	111,323,787	129,972	6,407,075
群馬	139,608,457	131,834,654	331,359	7,442,444
埼玉県	391,859,951	369,461,976	423,903	21,974,071
千葉県	334,759,745	308,786,133	513,646	25,459,966
東京都	4,756,411,421	4,517,718,977	2,947,722	235,744,722
神奈川県	698,149,506	654,602,121	601,866	42,945,518
新潟	181,930,547	172,626,753	112,085	9,191,708
富山	92,142,375	89,355,547	31,066	2,755,762
石川	83,567,950	81,495,377	19,934	2,052,639
福井	56,983,528	55,478,120	36,667	1,468,741
山梨	53,089,914	50,742,247	39,925	2,307,742
長野	150,143,138	145,311,045	71,333	4,760,760
岐阜	142,518,050	137,803,136	275,371	4,439,543
静岡県	281,074,901	269,708,304	323,486	11,043,111
愛知	842,986,863	763,747,916	771,802	78,467,145
三重	113,664,792	108,787,165	180,547	4,697,079
滋賀	84,686,393	80,969,623	285,144	3,431,626
京都市	225,881,056	216,891,104	183,728	8,806,224
大阪府	1,197,195,213	1,120,706,723	1,400,768	75,087,722
兵庫県	349,465,831	334,096,960	294,469	15,074,402
奈良	54,685,546	52,194,078	43,304	2,448,164
和歌山	49,240,752	47,888,593	16,837	1,335,322
鳥取	31,231,316	29,875,925	34,006	1,321,385
島根	40,222,407	39,448,711	38,057	735,638
岡山	134,276,841	127,598,643	217,860	6,460,338
広島	232,690,420	221,280,900	320,002	11,089,518
山口	90,152,791	87,318,240	72,073	2,762,478
徳島	44,796,530	43,152,623	13,775	1,630,132
香川	74,627,624	71,841,253	48,849	2,737,522
愛媛	91,841,888	88,164,731	28,301	3,648,855
高知	41,679,625	39,810,277	23,399	1,845,950
福岡	408,432,288	381,207,061	586,151	26,639,076
佐賀	46,241,285	43,737,353	20,335	2,483,597
長崎	71,248,387	67,118,737	100,725	4,028,926
熊本	107,951,296	102,859,490	170,642	4,921,164
大宮	67,301,003	63,206,518	127,732	3,966,753
熊本市	69,513,027	66,357,123	142,980	3,012,924
鹿児島	90,299,395	85,242,863	141,739	4,914,793
沖縄	95,249,270	90,078,442	119,134	5,051,694

注. 徴収決定済額は、前年度からの繰越額を含む。

第7表 厚生年金保険（第1号） 月別一時金状況

(月分)

月 別	合 計		障 害 手 当 金		脱 退 手 当 金		脱 退 一 時 金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	千円		千円		千円		千円	
令和7年3月	10,886	10,202,628	35	50,121	17	338	10,834	10,152,168
4月	10,889	10,075,892	26	38,407	40	1,782	10,823	10,035,703
5月	10,417	8,909,851	41	60,562	33	1,080	10,343	8,848,210
6月	7,870	6,481,512	25	34,048	25	946	7,820	6,446,518
7月	10,694	8,137,717	20	28,440	58	2,022	10,616	8,107,256
8月	11,485	8,435,729	39	63,017	44	1,609	11,402	8,371,103

注1. 障害手当金の件数は、初診日に平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者であった者及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者であった者の件数である。

2. 平成27年10月以降に受給権が発生した障害手当金の金額は、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した金額である。

3. 脱退一時金の対象は、以下のとおりである。

ア. 国民年金の脱退一時金を同時に請求していない場合は、最後に被用者年金制度に加入していた時の資格が、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者又は平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者であった者について計上している。

イ. 国民年金の脱退一時金を同時に請求した場合は、最後に被用者年金制度に加入していた時の資格に関わらず計上しており、平成27年9月以前の共済組合等の期間のみの者を含む。

4. 脱退一時金の金額は、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した金額である。

第8表(続) 国民年金 都道府県別適用状況等
(月分)

都道府県別			資 格 喪 失 者 数											
			総 数			第 1 号 被 保 険 者			任 意 加 入 被 保 険 者			第 3 号 被 保 険 者		
			合 計	男 子	女 子	合 計	男 子	女 子	合 計	男 子	女 子	合 計	男 子	女 子
令和 7 年 3月			414,931	163,199	251,732	330,861	157,136	173,725	5,618	2,125	3,493	78,452	3,938	74,514
4月			1,109,325	467,398	641,927	961,521	458,827	502,694	8,128	3,117	5,011	139,676	5,454	134,222
5月			594,508	230,601	363,907	477,304	222,236	255,068	10,858	3,701	7,157	106,346	4,664	101,682
6月			470,758	183,577	287,181	374,512	176,447	198,065	8,327	2,953	5,374	87,919	4,177	83,742
7月			459,359	175,638	283,721	363,516	168,592	194,924	7,558	2,698	4,860	88,285	4,348	83,937
8月			424,133	166,976	257,157	341,958	160,922	181,036	6,391	2,269	4,122	75,784	3,785	71,999
北海道	青森	岩手	18,163	7,032	11,131	14,513	6,807	7,706	336	81	255	3,314	144	3,170
			3,281	1,292	1,989	2,612	1,242	1,370	44	13	31	625	37	588
			3,192	1,328	1,864	2,497	1,280	1,217	39	17	22	656	31	625
			7,300	2,758	4,542	5,873	2,685	3,188	73	30	43	1,354	43	1,311
			2,209	828	1,381	1,743	794	949	22	8	14	444	26	418
山形県	福島	茨城	2,397	913	1,484	1,899	867	1,032	33	18	15	465	28	437
			5,199	2,091	3,108	4,085	2,034	2,051	50	16	34	1,064	41	1,023
			9,486	3,892	5,594	7,675	3,806	3,869	130	27	103	1,681	59	1,622
			6,234	2,529	3,705	5,119	2,465	2,654	64	22	42	1,051	42	1,009
			6,440	2,632	3,808	5,115	2,527	2,588	143	45	98	1,182	60	1,122
埼玉県	千葉県	東京都	26,864	10,754	16,110	21,778	10,408	11,370	417	155	262	4,669	191	4,478
			23,558	9,553	14,005	19,334	9,277	10,057	357	122	235	3,867	154	3,713
			56,569	22,894	33,675	47,799	22,100	25,699	954	373	581	7,816	421	7,395
			32,053	12,505	19,548	25,774	12,045	13,729	579	219	360	5,700	241	5,459
			5,891	2,241	3,650	4,627	2,140	2,487	108	34	74	1,156	67	1,089
富山県	石川県	福井県	2,693	1,122	1,571	2,189	1,085	1,104	32	6	26	472	31	441
			3,015	1,226	1,789	2,471	1,191	1,280	27	8	19	517	27	490
			2,032	789	1,243	1,597	740	857	26	13	13	409	36	373
			2,508	1,026	1,482	2,022	979	1,043	40	15	25	446	32	414
			5,779	2,208	3,571	4,551	2,105	2,446	106	44	62	1,122	59	1,063
岐阜県	静岡県	愛知県	6,319	2,444	3,875	4,934	2,362	2,572	76	25	51	1,309	57	1,252
			11,026	4,330	6,696	8,775	4,214	4,561	112	42	70	2,139	74	2,065
			26,470	10,475	15,995	21,111	10,196	10,915	311	107	204	5,048	172	4,876
			5,501	2,260	3,241	4,373	2,175	2,198	91	34	57	1,037	51	986
			4,511	1,818	2,693	3,573	1,751	1,822	53	23	30	885	44	841
京都市	大阪府	兵庫県	8,221	3,112	5,109	6,520	2,973	3,547	153	55	98	1,548	84	1,464
			35,057	13,964	21,093	28,820	13,435	15,385	458	176	282	5,779	353	5,426
			17,611	6,305	11,306	13,552	6,021	7,531	385	125	260	3,674	159	3,515
			4,037	1,376	2,661	3,032	1,299	1,733	91	28	63	914	49	865
			2,455	913	1,542	1,867	866	1,001	44	19	25	544	28	516
鳥取県	島根県	岡山県	1,443	621	822	1,159	585	574	31	10	21	253	26	227
			1,575	627	948	1,216	586	630	17	5	12	342	36	306
			5,235	2,011	3,224	4,162	1,917	2,245	97	35	62	976	59	917
			8,551	3,174	5,377	6,764	3,063	3,701	151	53	98	1,636	58	1,578
			3,593	1,290	2,303	2,800	1,228	1,572	68	26	42	725	36	689
徳島県	香川県	愛媛県	1,901	720	1,181	1,500	691	809	22	4	18	379	25	354
			2,963	1,213	1,750	2,399	1,173	1,226	31	7	24	533	33	500
			3,831	1,477	2,354	2,937	1,410	1,527	73	29	44	821	38	783
			1,729	697	1,032	1,359	644	715	31	15	16	339	38	301
			18,567	7,274	11,293	15,015	7,005	8,010	218	84	134	3,334	185	3,149
佐賀県	長崎県	熊本県	2,313	929	1,384	1,861	882	979	22	11	11	430	36	394
			3,730	1,406	2,324	2,930	1,354	1,576	49	12	37	751	40	711
			5,341	2,105	3,236	4,248	2,022	2,226	47	13	34	1,046	70	976
			3,325	1,303	2,022	2,627	1,241	1,386	40	16	24	658	46	612
			3,140	1,194	1,946	2,450	1,141	1,309	41	16	25	649	37	612
鹿児島県	沖縄県	島根	4,578	1,738	2,840	3,483	1,655	1,828	47	17	30	1,048	66	982
			6,247	2,587	3,660	5,218	2,456	2,762	52	16	36	977	115	862

注. 任意加入被保険者の資格喪失には、第3号被保険者への切替の者も含まれている。

第8表(続) 国民年金 都道府県別適用状況等
(月末現在)

都道府県別		保険料免除・猶予被保険者数											
		全 額 免 除 ・ 猶 予 者						一 部 免 除 者				産前産後 免除者	
		(免除率)	法定免除者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	納付猶予者	(免除率)	申請3/4 免除者	申請半額 免除者	申請1/4 免除者			
令和 7 年		3月	4月	5月	6月	7月	8月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
北海道	道	234,078	45.7	84,163	89,271	42,729	17,915	7,427	1.5	3,628	2,516	1,283	357
青森県	森	54,319	46.7	19,063	21,171	9,295	4,790	2,338	2.0	1,198	796	344	86
岩手県	手	39,332	40.7	15,287	12,975	7,070	4,000	1,295	1.3	676	422	197	79
宮城県	城	91,753	42.1	26,357	32,526	23,208	9,662	2,414	1.1	1,312	744	358	124
秋田県	田	31,069	42.9	12,149	10,027	5,758	3,135	1,022	1.4	529	326	167	32
山形県	形	30,685	37.5	10,882	8,907	7,603	3,293	847	1.0	429	282	136	58
福島県	島	66,021	42.7	20,391	24,791	13,519	7,320	1,557	1.0	805	462	290	111
茨城県	城	107,282	36.1	28,515	40,850	26,049	11,868	4,618	1.6	2,071	1,549	998	228
栃木県	木	70,225	37.1	21,218	24,476	16,463	8,068	2,133	1.1	1,016	723	394	97
群馬県	群	68,405	35.4	19,143	23,968	17,621	7,673	2,087	1.1	1,077	671	339	156
埼玉県	玉	271,468	34.8	72,837	94,869	72,368	31,394	7,739	1.0	3,779	2,557	1,403	495
千葉県	千	239,413	36.4	66,236	83,831	64,568	24,778	6,330	1.0	3,143	2,020	1,167	420
東京都	京	589,007	33.2	144,189	240,535	154,969	49,314	15,041	0.8	7,272	4,907	2,862	1,319
新潟県	新	340,782	34.7	102,193	113,304	89,283	36,002	9,450	1.0	4,683	3,095	1,672	640
富山県	湯	70,089	39.5	25,570	19,472	17,877	7,170	1,881	1.1	943	595	343	117
石川県	山	28,096	34.8	9,685	7,583	7,909	2,919	662	0.8	338	204	120	40
福井県	川	38,440	37.8	11,739	10,575	12,870	3,256	914	0.9	485	276	153	65
山梨県	井	22,493	37.1	7,467	6,202	6,447	2,377	649	1.1	335	202	112	54
長野県	山	31,219	36.8	8,316	10,798	9,055	3,050	979	1.2	506	300	173	54
岐阜県	野	67,207	35.0	23,794	21,930	15,158	6,325	1,962	1.0	943	636	383	175
静岡県	卓	63,007	35.0	18,491	20,957	17,316	6,243	1,902	1.1	973	615	314	158
愛知県	岡	115,536	35.2	36,183	37,358	30,167	11,828	3,161	1.0	1,528	1,043	590	228
三重県	知	252,801	34.3	71,689	89,230	67,452	24,430	7,159	1.0	3,739	2,273	1,147	615
滋賀県	重	53,829	34.1	18,078	18,091	12,338	5,322	1,540	1.0	806	491	243	132
京都府	賀	50,072	37.9	14,125	16,471	14,293	5,183	1,521	1.2	828	459	234	116
大阪府	都	132,403	43.9	32,508	51,584	38,177	10,134	3,902	1.3	2,027	1,239	636	228
兵庫県	阪	502,562	45.5	130,013	224,277	105,510	42,762	17,367	1.6	9,520	5,138	2,709	953
奈良県	庫	251,936	44.0	65,089	101,182	62,337	23,328	9,495	1.7	5,079	2,916	1,500	480
和歌山県	良	61,375	43.8	16,154	23,934	15,559	5,728	1,905	1.4	1,059	588	258	112
鳥取県	山	43,373	43.3	12,281	18,746	8,449	3,897	1,890	1.9	993	600	297	90
島根県	取	20,897	44.1	7,057	7,156	4,776	1,908	722	1.5	339	258	125	36
岡山県	根	20,134	41.1	7,957	5,414	5,140	1,623	604	1.2	306	184	114	47
広島県	山	74,145	42.5	21,770	27,603	18,022	6,750	2,284	1.3	1,215	700	369	186
山口県	島	104,076	40.9	31,380	35,734	27,694	9,268	3,169	1.2	1,623	1,032	514	213
徳島県	口	44,549	40.9	13,894	16,127	10,681	3,847	1,595	1.5	821	523	251	108
香川県	島	30,802	45.1	9,366	12,139	7,005	2,292	1,131	1.7	635	343	153	47
愛媛県	川	34,011	40.2	9,895	12,719	8,609	2,788	1,150	1.4	600	348	202	72
高知県	媛	55,680	44.7	17,972	21,981	11,608	4,119	1,869	1.5	937	619	313	94
福岡県	知	31,658	44.9	10,377	12,696	6,024	2,561	1,205	1.7	623	397	185	51
	岡	256,111	45.1	69,276	104,981	61,290	20,564	9,813	1.7	5,006	3,110	1,697	531
佐賀県	島	31,540	42.0	9,115	11,239	7,843	3,343	1,535	2.0	765	495	275	66
長崎県	崎	53,388	43.8	17,820	19,411	11,969	4,188	2,584	2.1	1,355	776	453	132
熊本県	本	72,297	42.8	21,764	28,113	16,069	6,351	3,097	1.8	1,558	1,014	525	204
大分県	分	46,442	46.5	14,046	17,558	10,813	4,025	1,735	1.7	886	545	304	88
宮崎県	崎	45,039	45.6	13,855	18,495	9,065	3,624	2,106	2.1	1,049	687	370	101
鹿児島県	島	66,836	47.0	21,971	27,628	12,050	5,187	2,969	2.1	1,476	984	509	130
沖縄県	縄	109,363	53.8	23,831	57,770	17,730	10,032	6,319	3.1	3,108	2,045	1,166	266

(令和7年8月収納分)

国民年金保険料収納済歳入額		
保険料収納済歳入額		
	現年度保険料	過年度保険料
千円	千円	千円
52,567,557	48,354,603	4,212,953

第9表(続) 国民年金 都道府県別年金受給権者状況 (旧法拠出制年金)
(失権)

都道府県別		合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金		障 害 年 金		遺 族 年 金	
		件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額
		千円		千円		千円		千円		千円	
令和 7 年 3月		5,661	2,349,597	2,661	1,427,652	2,592	632,557	240	217,395	168	71,992
4月		5,165	2,194,353	2,502	1,353,131	2,285	574,698	217	196,157	161	70,366
5月		5,597	2,379,593	2,606	1,412,459	2,548	640,060	280	255,362	163	71,713
6月		5,068	2,210,299	2,424	1,341,382	2,267	575,663	253	236,411	124	56,842
7月		4,387	1,889,485	2,025	1,106,114	2,013	515,406	235	217,791	114	50,174
8月		4,191	1,786,810	1,885	1,032,851	1,958	499,223	202	186,345	146	68,391
北 海 道	道 森手	189	84,192	74	45,061	94	22,959	14	12,768	7	3,404
	岩 城	48	21,121	26	11,411	14	3,532	5	4,956	3	1,222
	宮 田	52	23,162	21	10,972	22	5,726	4	3,881	5	2,584
	秋 田	82	37,026	44	21,418	25	5,853	9	7,847	4	1,908
山 形 県	城 田	51	21,018	24	11,271	20	4,440	4	3,716	3	1,591
	形 島	58	21,206	26	13,240	30	6,308	2	*	-	-
	茨 城	65	23,118	29	13,516	34	7,735	2	*	-	-
	栃 木	86	36,197	47	23,220	30	7,337	3	2,887	6	2,752
埼 玉 県	群 馬	60	25,436	36	17,475	18	4,283	2	*	4	1,831
		76	32,645	40	20,880	27	5,630	4	3,900	5	2,235
	埼 玉	141	64,001	76	40,673	53	14,727	6	5,359	6	3,241
	千 東	138	55,170	55	29,865	72	18,760	3	2,488	8	4,057
京 都 府	京 川	307	131,355	111	65,153	170	48,715	13	12,092	13	5,395
	神 湯	172	74,070	71	43,739	95	26,710	2	*	4	1,978
	新	119	50,433	64	32,328	47	11,288	6	5,805	2	*
	富 山	61	25,252	25	13,055	31	8,086	4	3,697	1	*
石 川 県	山 井	45	21,023	22	13,521	19	4,492	2	*	2	*
	福 山	33	13,207	13	7,503	18	4,046	2	*	-	-
	山 梨	37	15,201	19	9,044	13	2,923	2	*	3	1,384
	長 野	120	53,035	42	23,711	64	17,480	12	10,899	2	*
岐 阜 県	阜 岡	78	34,227	41	22,797	33	8,111	3	2,883	1	*
	静 岡	146	56,284	74	37,733	64	12,854	4	3,489	4	2,208
	愛 知	160	64,750	69	37,641	78	19,198	4	3,683	9	4,229
	三 重	68	26,295	26	13,930	38	9,243	3	2,695	1	*
京 大 阪 府	重 寶	46	18,207	18	9,163	24	5,740	3	2,680	1	*
	都 阪	96	44,177	35	22,695	48	12,207	8	6,967	5	2,307
	庫 府	209	87,262	88	48,035	99	24,834	12	10,715	10	3,679
	良 山	168	66,869	55	31,490	105	28,533	6	5,766	2	*
鳥 取 県	歌 山	41	19,493	20	11,637	17	4,873	2	*	2	*
		44	18,027	23	11,997	18	3,540	2	*	1	*
	取 根	32	13,764	20	10,948	12	2,816	-	-	-	-
	島 岡	61	28,902	27	16,891	30	8,690	3	2,887	1	*
山 口 県	山 島	93	39,186	30	17,536	55	15,628	4	3,939	4	2,083
	山 口	121	52,643	53	33,671	65	16,499	3	2,472	-	-
		51	22,855	19	11,781	28	7,154	4	3,920	-	-
	徳 香	34	13,883	17	8,107	12	2,691	2	*	3	1,219
愛 高 福 岡	川 媛	46	18,251	11	6,834	30	7,974	2	*	3	1,576
	媛 知	72	33,232	34	19,697	32	9,444	3	2,903	3	1,190
	高 岡	44	17,307	23	13,151	21	4,156	-	-	-	-
		168	70,572	67	39,640	91	24,154	5	4,530	5	2,248
佐 長 熊 大 宮	賀 崎	37	13,641	14	6,659	19	3,857	3	2,695	1	*
	本 分	71	31,790	45	23,365	19	3,812	3	2,883	4	1,730
		90	39,445	50	24,928	34	8,732	6	5,786	-	-
	崎	57	25,904	30	14,492	22	6,268	5	5,144	-	-
鹿 児 島 沖 那 大 宮	大 崎	58	24,409	31	17,431	25	5,740	1	*	1	*
	鹿 児	107	47,856	54	27,752	39	10,226	7	6,637	7	3,241
	島 沖	53	29,712	46	25,796	4	1,220	3	2,695	-	-
	那 大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第11表 国民年金 都道府県別年金受給権者状況及び支給状況（老齢福祉年金）

[illegible]

第12表 国民年金 都道府県別一時金状況
(月分)

都道府県別			死 亡 一 時 金		特 別 一 時 金	
			件 数	金 額	件 数	金 額
			千円		千円	
令和 7 年			1,097	160,785	－	－
3月			1,847	271,527	1	*
4月			1,488	216,001	5	825
5月			1,373	203,009	3	302
6月			2,062	304,441	－	－
7月			1,476	213,142	4	335
8月						
北 海 道	青森	森手	48	6,936	1	*
			25	3,675	－	－
			26	3,645	－	－
			33	4,744	－	－
			17	2,699	－	－
山 形	福島	茨城	16	2,387	－	－
			31	4,795	－	－
			56	8,171	－	－
			33	4,735	－	－
			41	6,096	－	－
埼 玉	千 葉	東 京	112	15,733	－	－
			67	9,874	－	－
			139	19,165	1	*
			94	13,290	1	*
			28	4,427	－	－
富 石	福 山	山 梨	16	2,462	－	－
			11	1,737	－	－
			5	600	－	－
			19	2,864	－	－
			30	4,567	－	－
岐 静	愛 知	三 重	28	3,919	－	－
			34	4,762	－	－
			101	14,696	－	－
			20	2,884	－	－
			10	1,609	－	－
京 大	兵 庫	奈 良	22	3,049	－	－
			70	9,843	－	－
			63	9,636	－	－
			15	2,401	－	－
			8	1,319	－	－
鳥 島	島 岡	山 口	9	1,314	－	－
			6	745	－	－
			13	2,177	1	*
			43	5,936	－	－
			8	1,160	－	－
徳 香	愛 媛	高 知	10	1,525	－	－
			8	1,160	－	－
			18	2,719	－	－
			7	999	－	－
			48	6,269	－	－
佐 長	熊 本	大 崎	8	1,360	－	－
			19	3,022	－	－
			14	1,880	－	－
			9	1,230	－	－
			13	1,660	－	－
鹿 児	沖 縄	他	14	1,855	－	－
			11	1,420	－	－
			－	－	－	－

注. 脱退一時金の件数は 188 件、金額は 25,011 千円である。

(参考) 厚生年金保険（被用者年金一元化後）の状況

この統計は、平成27年10月の被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）の情報を含めた統計である。

ただし、給付状況については、共済組合等で共済年金として受給権の発生した分の情報を含まない。

1. 適用状況

(1) 適用状況

[令和 7 年 8 月末現在]

	事業所数	被保険者数(人)	標準報酬月額平均 (円)
厚生年金保険 計	2,929,974	48,133,877	341,615
男子	・	28,198,972	385,551
女子	・	19,934,905	279,466
国民年金	・	19,462,803	・
合計	・	67,596,680	・

- 注1. 事業所数について、第1号厚生年金被保険者の属する事業所は、一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であって、必ずしも同一区画の場所を指しているわけではなく、例えば本店と支店といった複数区画の事業所でも、一括して厚生年金保険が適用されている場合は、1事業所としている。また、第2号厚生年金被保険者の属する事業所は各共済組合支部数、第3号厚生年金被保険者の属する事業所は支部数等、第4号厚生年金被保険者の属する事業所は学校数を計上している。
2. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。
3. 国民年金に計上している被保険者種別は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）、国民年金第3号被保険者である。

(2) 賞与支払状況

[令和 7 年 8 月末現在]

	事業所数	被保険者数(人)	標準賞与額平均 (円)
厚生年金保険 計	279,146	3,577,835	286,018
男子	・	2,245,275	323,974
女子	・	1,332,560	222,065

- 注1. 事業所数について、第1号厚生年金被保険者の属する事業所は、一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であって、必ずしも同一区画の場所を指しているわけではなく、例えば本店と支店といった複数区画の事業所でも、一括して厚生年金保険が適用されている場合は、1事業所としている。また、第2号厚生年金被保険者の属する事業所は各共済組合支部数、第3号厚生年金被保険者の属する事業所は支部数等、第4号厚生年金被保険者の属する事業所は学校数を計上している。
2. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

2. 受給者状況

(1) 受給者数

令和 7 年 8 月末現在

(単位：人)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険 計	36,990,297	16,301,775	14,156,738	578,626	5,943,807	9,351
旧共済組合を除く	36,777,523	16,179,734	14,112,180	576,888	5,899,608	9,113
旧 法	372,794	96,441	66,010	20,695	180,734	8,914
新 法	36,395,247	16,081,507	14,045,937	555,520	5,712,283	・
船員保険 (旧法)	9,482	1,786	233	673	6,591	199
旧共済組合 計	212,774	122,041	44,558	1,738	44,199	238
旧 法	41,759	27,753	841	606	12,321	238
新 法	171,015	94,288	43,717	1,132	31,878	・

- 注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

(2) 年金総額

令和 7 年 8 月末現在

(単位：百万円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険 計	29,160,236	19,829,681	2,687,936	406,169	6,233,648	2,802
旧共済組合を除く	28,934,551	19,665,689	2,678,557	404,611	6,182,948	2,745
旧 法	401,287	150,274	27,045	25,456	195,828	2,685
新 法	28,514,485	19,510,031	2,651,427	377,685	5,975,342	・
(別掲) 基礎年金	21,132,679	11,610,374	9,121,470	332,212	68,624	・
船員保険 (旧法)	18,779	5,385	86	1,471	11,778	60
旧共済組合 計	225,685	163,991	9,379	1,558	50,700	57
旧 法	72,396	56,180	394	854	14,912	57
新 法	153,289	107,811	8,985	705	35,788	・
(別掲) 基礎年金	107,695	73,933	32,910	851	*	・

- 注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 平成27年 9 月以前に受給権の発生した、昭和16年 4 月 2 日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者については、その者の当該年金の年金総額に定額部分の停止額を含まない。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。

(3) 平均年金月額

令和 7 年 8 月末現在

(単位：円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険 計	113,545	161,097	69,710	106,464	88,359	24,971
旧共済組合を除く	113,446	161,087	69,680	106,436	88,305	25,100
旧 法	89,703	129,849	34,142	102,503	90,293	25,099
新 法	113,676	161,264	69,848	106,491	88,172	・
船員保険 (旧法)	165,038	251,248	30,607	182,095	148,912	25,138
旧共済組合 計	130,569	162,462	79,089	115,526	95,592	20,039
旧 法	144,472	168,690	38,997	117,412	100,856	20,039
新 法	127,174	160,629	79,860	114,517	93,558	・

- 注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

3. 受給権者状況

(1) 受給権者数

令和 7 年 8 月末現在

(単位：人)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険 計	38,342,548	16,591,865	14,632,471	779,849	6,326,086	12,277
旧共済組合を除く	38,117,576	16,467,972	14,583,986	776,641	6,276,972	12,005
旧 法	413,242	96,681	66,539	36,318	201,967	11,737
新 法	37,694,556	16,369,501	14,517,213	739,577	6,068,265	・
船員保険 (旧法)	9,778	1,790	234	746	6,740	268
旧共済組合 計	224,972	123,893	48,485	3,208	49,114	272
旧 法	43,501	27,793	843	908	13,685	272
新 法	181,471	96,100	47,642	2,300	35,429	・

- 注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給権者を計上している。

(2) 年金総額

令和 7 年 8 月末現在

(単位：百万円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険 計	29,853,939	20,060,024	2,772,759	573,447	6,444,033	3,675
旧共済組合を除く	29,621,405	19,894,692	2,762,649	570,708	6,389,746	3,610
旧 法	441,388	150,660	27,207	42,743	217,247	3,532
新 法	29,160,945	19,738,638	2,735,357	526,388	6,160,563	・
(別掲) 基礎年金	21,607,535	11,761,521	9,357,712	376,472	111,830	・
船員保険 (旧法)	19,072	5,395	86	1,577	11,936	78
旧共済組合 計	232,533	165,332	10,110	2,739	54,287	65
旧 法	74,212	56,242	394	1,221	16,290	65
新 法	158,322	109,090	9,716	1,519	37,997	・
(別掲) 基礎年金	111,874	75,186	35,486	1,201	*	・

- 注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 平成27年 9 月以前に受給権の発生した、昭和16年 4 月 2 日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者については、その者の当該年金の年金総額に定額部分の停止額を含まない。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給権者の当該年金の年金総額を計上している。

(3) 平均年金月額

令和 7 年 8 月末現在

(単位：円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険 計	112,089	160,203	69,286	101,635	86,360	24,945
旧共済組合を除く	111,998	160,191	69,256	101,632	86,315	25,057
旧 法	89,009	129,860	34,073	98,076	89,638	25,077
新 法	112,237	160,360	69,418	101,732	86,137	・
船員保険 (旧法)	162,540	251,144	30,547	176,185	147,582	24,190
旧共済組合 計	127,574	161,778	78,368	102,342	92,112	19,977
旧 法	142,164	168,633	38,987	112,016	99,193	19,977
新 法	124,077	159,796	79,065	98,522	89,377	・

- 注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

4. 障害等級別障害年金受給（権）者状況

令和 7 年 8 月末現在

		受給権者				受給者			
		件数	年金総額	(別掲) 基礎年金	平均年金月額	件数	年金総額	(別掲) 基礎年金	平均年金月額
		人	百万円	百万円	円	人	百万円	百万円	円
厚生年金保険 計		779,849	573,447	377,672	101,635	578,626	406,169	333,063	106,464
職務／公務上を除く計		779,254	572,204	377,612	101,573	578,112	404,990	333,015	106,381
職務／公務上	1 級	91,306	86,090	91,350	161,946	84,226	79,801	84,447	162,508
	2 級	347,752	229,007	286,262	123,476	298,493	187,661	248,568	121,786
	3 級	340,196	257,107	・	62,980	195,393	137,528	・	58,654
職務／公務上		595	1,243	60	182,508	514	1,180	48	199,087

注 1. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。
2. 計には、障害等級が不詳の者を含む。

(参考) 年金生活者支援給付金の状況 (令和7年8月)

第1表 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額

	件数	給付金総額 (月額)
	件	百万円
総数	7,772,533	34,585
老齢年金生活者支援給付金	4,459,113	18,977
補足的老齢年金生活者支援給付金	1,047,741	2,339
障害年金生活者支援給付金	2,194,226	12,885
遺族年金生活者支援給付金	71,453	384

注. 当該月において認定されている件数及び給付金総額 (月額) である。

第2表 年金生活者支援給付金平均給付金額 (月額)

	平均給付金額 (月額)
	円
老齢年金生活者支援給付金	4,256
補足的老齢年金生活者支援給付金	2,232
障害年金生活者支援給付金	5,872
遺族年金生活者支援給付金	5,374

注. 当該月において認定されている支給分に係る平均給付金額 (月額) である。